氷見市景観形成重点地区景観計画

シンボルロード地区景観まちづくりプラン

氷見市

令和８年９月

■氷見市景観形成重点地区景観計画　シンボルロード地区景観まちづくりプラン　目次

●景観まちづくりの基本方針

第１章　背景と目的

１．景観まちづくりプラン策定の背景と目的と将来の姿…… 1

２．計画の位置づけ…… 9

３．対象区域…… 10

４．計画の構成…… 11

第２章　景観特性と資源

１．景観特性と資源の把握方法…… 12

２．景観特性と資源…… 13

３．今後の景観形成における課題…… 21

第３章　景観まちづくりのビジョン・テーマ…… 23

●景観まちづくりの推進方策

第４章　活動を生み出す景観づくり

１．活動を生み出す景観づくりの方針…… 28

２．活動を生み出す景観づくりの方策…… 29

３．景観重要建造物・景観重要樹木の指定…… 38

４．活動を生み出す景観づくりにおける行政の役割…… 40

第５章　まち並みを形成し、活動を支える景観づくり

１．地域特性を活かしたまち並みの形成方針…… 41

２．景観法に基づく届出制度の活用…… 42

３．届出対象行為…… 44

４．景観誘導基準・景観形成基準…… 46

５．景観重要公共施設の指定…… 58

第６章　景観まちづくりの推進

１．景観まちづくり推進の考え方…… 59

２．推進体制…… 60

３．推進方策…… 62

４．推進プロセス…… 66

参考資料…… 67

景観まちづくりの基本方針

第１章　背景と目的
第２章　景観特性と資源
第３章　景観まちづくりのビジョン・テーマ

第１章　背景と目的

１．景観まちづくりプラン策定の背景と目的と将来の姿

● 背景と目的

・平成 31 年 3 月策定の氷見市景観計画において、特に優先度の高い景観形成重点地区候補地として（仮称）シンボルロード地区と（仮称）氷見インターチェンジアクセス地区を一体的に取組むことと位置づけています。
・令和４年１０月の氷見市芸術文化館の開館を契機とし、これらの国道 415 号沿道の２地区を積極的な景観形成を図る景観形成重点地区に指定し、まちの玄関口としての良好な景観形成と賑わい創出を進めることとしました。
・国道 415 号沿道は、平成 10 年に策定されたシンボルロード整備構想において、シンボルロードとして位置づけられ、道路や公共施設の整備が実施されてきました。今後は、氷見市景観計画の基本理念に基づき、市民、事業者、行政が協働し、沿道の民有地も含むまち並みの誘導、活動が見える沿道景観の創出に資する取組みを進めていきます。
・本計画は、景観形成重点地区への指定と合わせ、市民、事業者、行政が協働し、地域で愛される氷見らしい景観をまもり、いかし、つくり、ととのえる日々の営みを通じて、継続的な景観まちづくりを推進するために策定するものです。

● 本地区で目指す景観まちづくり

・景観まちづくりは、単にルールによって「建物・広告物・道路などのまち並みと環境を整える（ハード）」ことだけではなく、まちを使いこなすこと（散歩や日常の憩い、祭礼やイベント）や地域に受け継がれる暮らしの作法（暮らしの環境を心地よく保つ美化活動、日々のコミュニケーション）などの「暮らしやまちを楽しむ活動（ソフト）」によって、「日常の景色や暮らしをもっと楽しく、豊かにしていく活動」です。
・豊かな暮らしや人々の活動が表れる景観は、人を惹きつけ、地区内外の人々の交流の創出や地域に根づいた産業の振興、さらには地域への誇りや愛着を育むきっかけとなります。景観まちづくりを通じて、次世代に魅力あるまちとして引き継がれていくことを目指します。

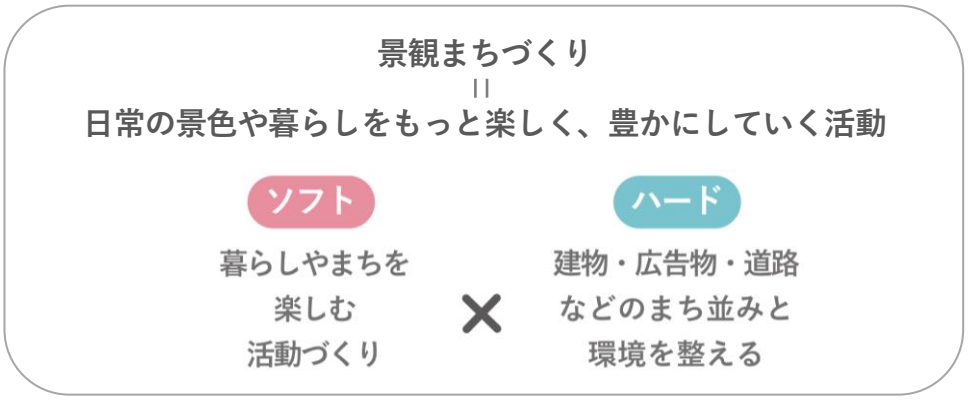

国道 415 号沿道における沿道整備の経緯

●シンボルロード整備構想（1999（平成 10）年 1 月）

テーマ　『うるおいと賑わいがあり、氷見らしさを持った新都市軸の形成』

〈国道 415 号沿道の位置づけ〉

・能越自動車道や国道 160 号と中心市街地を結ぶアクセス軸
・本市の顔及び玄関口にふさわしいシンボル軸
・能越自動車道、国道 160 号、国道 415 号の 3 つの南北軸を結びつけるとともに、商業・業務、医療・福祉、流通・工業などの機能が集積する都市軸

国道 415 号沿線（氷見 I.C.～富山湾）を『シンボルロード』として位置づけ

●公共用地（街路本体と沿道街区）等における取り組み

■沿道の整備（1985（昭和 60）年～現在）

・道路の拡幅、歩道の美装化（9m→16m）
・電線類の地中化（国道 160 号～漁港）
・デザイン照明の整備
・植樹帯の設置による街路樹の整備
・歩道のバリアフリー化（段差解消、点字ブロック）
・ポケットパークの整備
・ストリートファニチャーの整備

プロゴルファー猿ポケットパーク

沿道の整備

■公共・公益施設の移転・整備（2003～現在）

・氷見市いきいき元気館：旧総合体育館を改修し、2003（平成 15）年 4 月オープン
・金沢医科大学氷見市民病院：鞍川地内に 2011（平成 23)年 9 月に移転オープン
・氷見市役所：旧富山県立有磯高等学校校舎、体育館を改修し、2014（平成 26）年 5 月オープン
・氷見市芸術文化館：旧市民病院跡地に 2022（令和 4）年 10 月オープン

氷見市芸術文化館

氷見市いきいき元気館

●民有地・中心市街地における取り組み

■民有地（沿道街区）

・シンボルロード整備構想において、統一された街並み景観の形成にむけて、地区計画、建築協定や任意の協定などにより、共通の緩やかなデザイン基準（素材、色彩、形態など）を設けることが提案されているが、実際の取り組みには至っていない。

芸術文化館周辺

氷見 I.C.～氷見市民病院

■中心市街地

・核施設（ひみ番屋街）、回遊ルート（まんがロードや案内サイン）やコミュニティバス（市街地周遊バス）の整備、移住支援（IJU（移住）応援センター）などを実施。

市街地周遊バス

まんがロード（比美町商店街）

山と海をむすび まちの個性をつなぐ　シンボルロード

能越自動車道から氷見漁港付近までの国道４１５号沿道は、氷見の山と海を結ぶ軸線であり、商業・業務、医療・福祉、流通・工業などの機能が集積する、本市の重要なまちなか形成軸です。
これまで、道路の拡幅、歩道の美装化、電線類の地中化等の整備、沿道への公共公益施設の移転などが進み、令和４年10月には、新しいシンボルとして氷見市芸術文化館がオープンしました。
また、周辺には朝日山や上庄川、旧街道沿いの懐かしいまち並みや商店街などの個性あるエリアが立地し、少し歩けば全く違うまち並みと繋がっていることも魅力です。

将来の姿（シンボルロード地区の全体像）

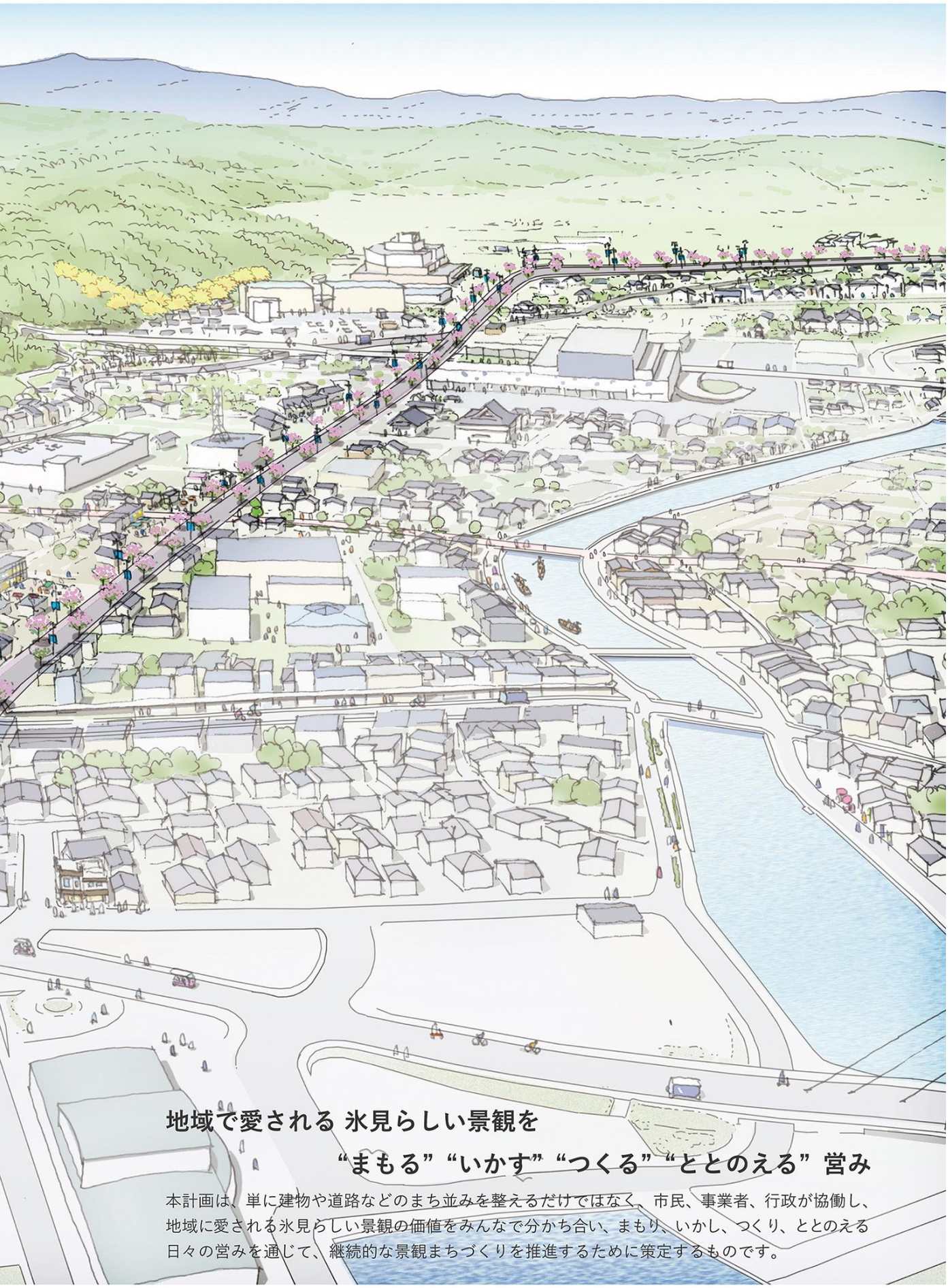

地域で愛される 氷見らしい景観を
“まもる”“いかす”“つくる”“ととのえる”営み

本計画は、単に建物や道路などのまち並みを整えるだけではなく、市民、事業者、行政が協働し、地域に愛される氷見らしい景観の価値をみんなで分かち合い、まもり、いかし、つくり、ととのえる日々の営みを通じて、継続的な景観まちづくりを推進するために策定するものです。

1 民間のオープンスペースを活かそう

お店や事業所の駐車場などが週末はマルシェなど、賑わいと活動の場にしよう

2 小さなみどりを育てよう

店先、庭先の花や緑を少しずつ増やしていこう。まちのみどりをみんなで育てよう

3 魅力的／もったいない資源を発見して活かそう

歴史・文化・自然的資源、公共的なオープンスペースや空き地・空き店舗など、まだ見ぬストックを発見して、活用しよう

4 まちなかに座り場・たまり場を増やそう

ちょっとした時に座れる、たまれる場所を増やしていこう

将来の姿（まちなか区間の実現したい姿）

5 人の活動が映える建築物や広告物を増やそう

人の活動や自然環境が映えるよう、建築物や広告物、道路環境等を周辺のまち並みと調和した見え方に整えよう

6 子どもが楽しめる場所を増やそう

広場や並木道、食べられる植栽など、子どもが楽しめる場所を増やそう。それは多様な人が心地良い場所にもなる

7 ストリートファニチャーで沿道をつなげよう

氷見市芸術文化館前のハンギングバスケットやバナーフラッグなど、統一感のあるストリートファニチャーで沿道をつなごう

8 シンボルロードと周辺の魅力スポットをつなげよう

サイン、休憩・モビリティのスポット整備、道路の美装化など、シンボルロードから周辺の魅力スポットを巡る環境を整えよう

1 朝日山や立山、田園への眺めを大事にしよう

朝日山や立山連峰、田園や上庄川など、四季折々、一日の時間の中で変化する豊かな自然環境への眺めを守り活かそう

2 回遊ルートを開拓しよう

ウォーキングやランニングを楽しめる道を開拓してルート化したり、案内サインをつくろう

3 シンボルロードと周辺の魅力を結ぶ結節点を彩ろう

交差点や回遊の結節点を花・みどり、ベンチなどで彩り、通りを歩く人、サイクリングする人の憩いの場所にしよう

4 祭礼や身近な環境を守る活動を大事にしよう

祭礼・行事、おんぞはんや社寺・花壇の美化活動、田園を守る農作業など、景観を守り育ててきた活動をこれからも大事にしよう

将来の姿（田園集落区間の実現したい姿）

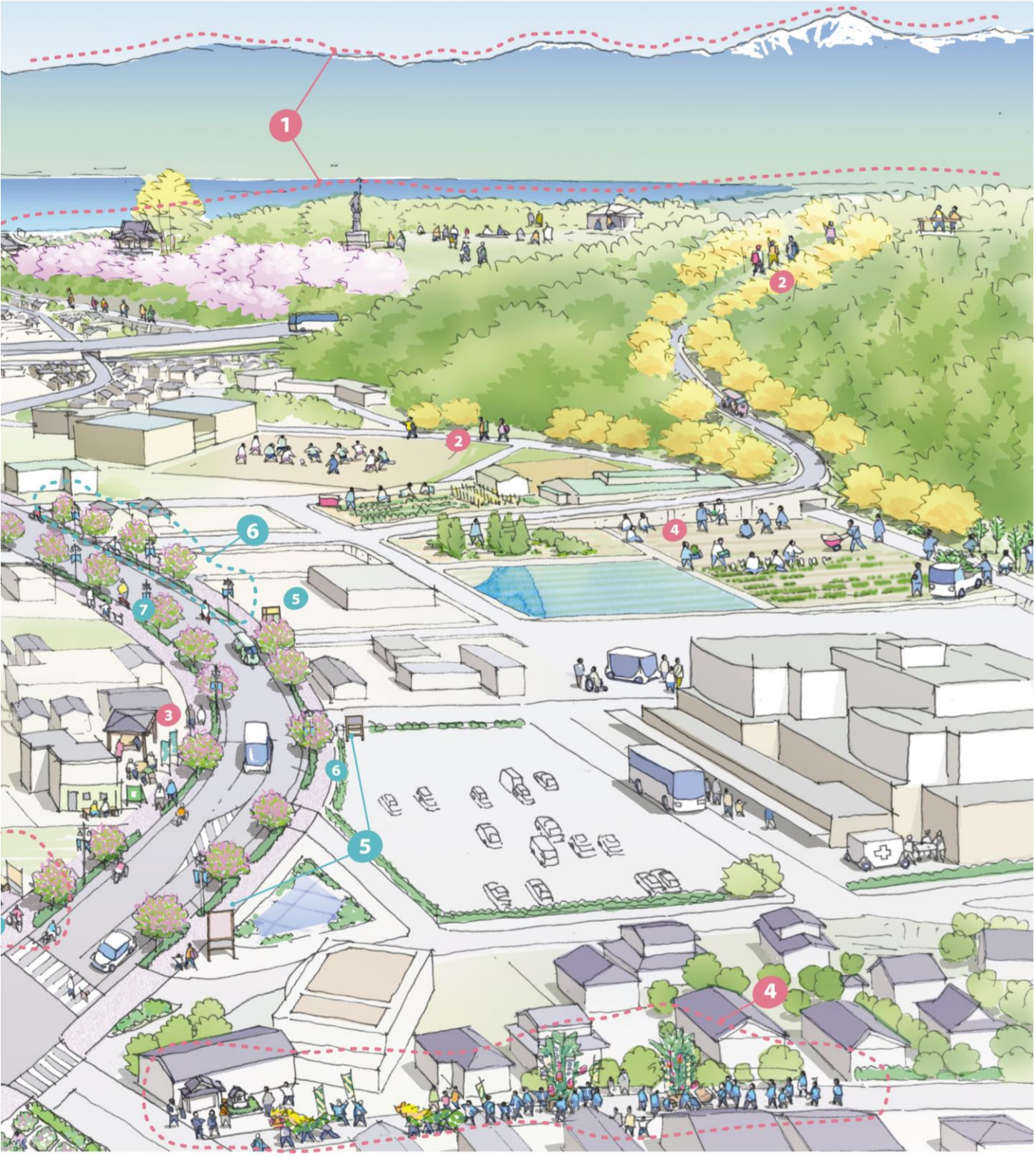

5 建築物や広告物を周辺の自然環境と調和させよう

田園集落の広がる周辺の環境や朝日山への眺望を活かしたデザインの建築物や広告物を増やし、道路環境等を整えよう

6 まちなかのエントランスにふさわしい道路環境をつくろう

維持管理された街路樹、ハンギングバスケットやバナーフラッグをまちなか区間とつなげる等、山から海へつながる軸線をつくろう

7 多世代が利用しやすいモビリティを充実させよう

幅員が広く、一直線で安心感のある通りの特徴を活かし、手軽に利用できるモビリティで人の流れを生み出そう

2．計画の位置づけ

本計画は、「第９次氷見市総合計画（2022（令和４）年３月）」、「第３期氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2026（令和８）年１月）」、「氷見市都市計画マスタープラン（2019（平成31）年３月）」、および、市街地全体の都市デザイン戦略及び旧市民病院跡地や旧市役所跡地等の４つの公共施設及び漁業文化交流センターの利活用方針を示した「氷見まちなかグランドデザイン（2018（平成30）年３月）」などの上位関連計画や、氷見市の景観形成の方向性などを示す「氷見市景観基本計画」及び「氷見市景観計画」と整合・準拠します。

また、景観に関わりの深い、緑、観光、環境などの関連する計画との連携を図ります。

■計画の位置づけ

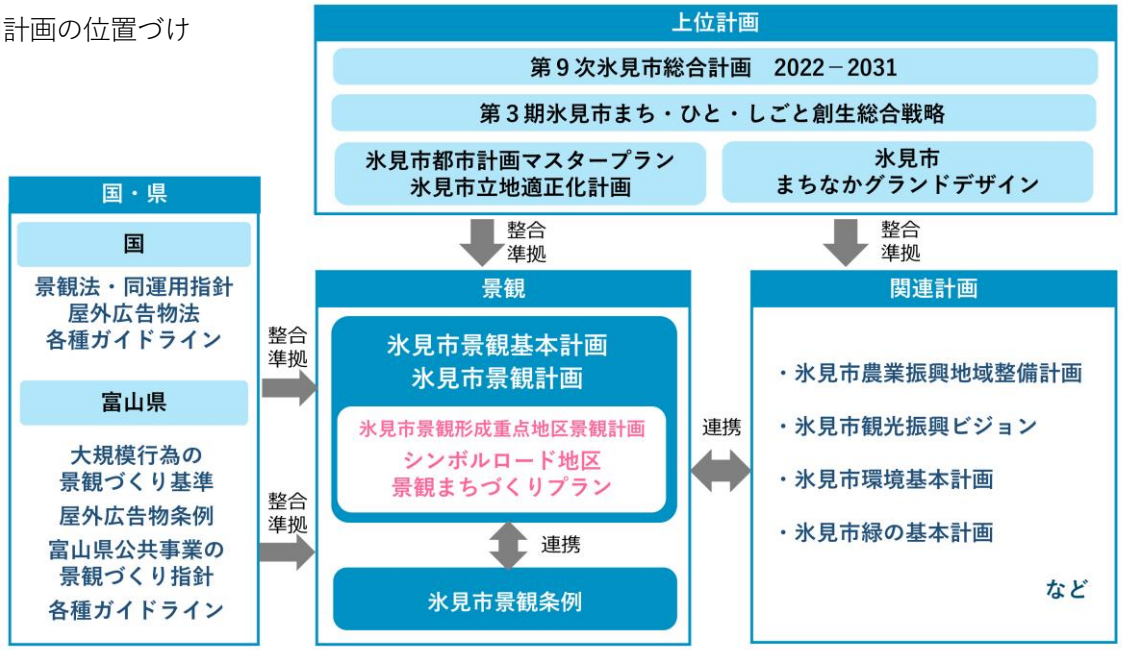

主な上位・関連計画における国道415号沿道に関する内容

●第９次　氷見市総合計画（2022（令和４）年３月）

目指す都市像「人 自然 食 文化で未来を拓く交流都市　ひみ」

●第３期　氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2026（令和８）年１月）

目指すべき姿「「食」や「自然・景観」をブラッシュアップして活かし、将来に希望を持って若者や女性が活躍するまち」

●氷見まちなかグランドデザイン（2018（平成30）年３月）

ひみ番屋街周辺～市役所周辺をまちなか形成軸（にぎわいと魅力づくりの骨格を形成する軸）に位置づけ

〈シンボルロード沿道の方針〉魅力と活気のある街並みづくり、ホスピタリティのある演出

●氷見市都市計画マスタープラン（2019（平成31）年３月）

・国道415号を通勤・通学や日常生活を支える重要なネットワークとしての機能強化、賑わいや生活利便施設の向上に向けた沿道利用を図る「都市間連携軸」として位置づけ

〈地域のまちづくりのテーマ〉

氷見の玄関口としての市街地と里山・田園風景が調和した活力と潤いのある地域

3．対象区域

氷見市景観計画に景観形成重点地区候補地として位置づけられた「(仮称）氷見インターチェンジアクセス地区」、「(仮称）シンボルロード地区」を含む国道 415 号沿道（道路境界から概ね 40m以内の敷地）を「シンボルロード地区」として景観形成重点地区に指定します。

なお、国道 160 号幸町交差点を境に、まちなか区間と田園集落区間に区分し、地域特性に応じた景観形成を図ることとします。

あわせて、景観まちづくりのビジョンやテーマを共有し、「シンボルロード地区」と一体的にまちの魅力を高めていく区域を「シンボルロード周辺回遊エリア」と位置づけます。

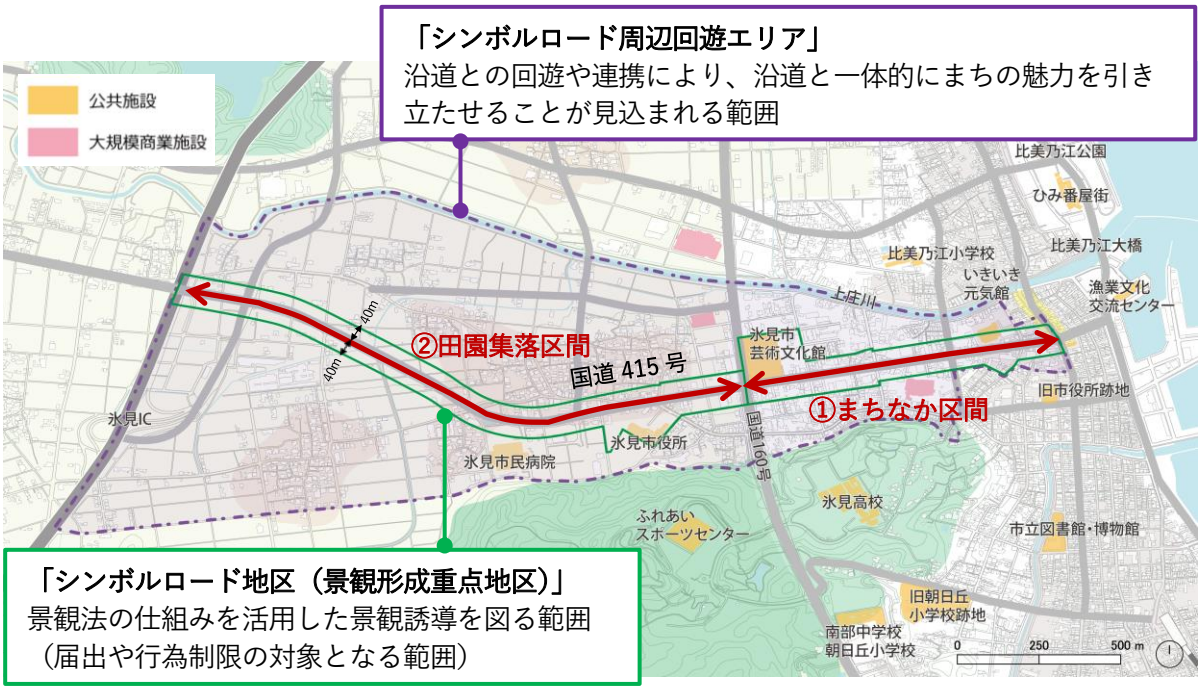

【対象区域の概要】

●シンボルロード地区（国道 415 号沿道）

・氷見インターチェンジから海岸線や中心市街地につながる主要なアクセス道路であり、まちなか形成軸（シンボルロード）に位置づけられ、無電柱化や歩道、街路樹が整備されました。

①まちなか区間

・令和 4 年 10 月に旧市民病院跡地に氷見市芸術文化館がオープンし、交流拠点としての活用や新たな人の流れが期待されます。また、公共・公益施設、商業・業務などの生活利便施設、住宅等が立地しています。

②田園集落区間

・市の西の玄関口に位置づけられ、「まちの顔」のひとつとなるべき地区です。

・沿道には、氷見市民病院や氷見市役所などの公共・公益施設が立地しています。

・見通しのよいパノラマ景観が広がっており、沿道から朝日山や立山連峰、田園、集落の佇まいを眺めることもできます。

●シンボルロード周辺回遊エリア

・朝日山を背景とした旧街道のまち並み、上庄川、中央町商店街（防火建築帯)、黒瓦の家並み、田園や集落などの特色あるエリアが広がっています。

４．計画の構成

本計画は、景観特性や目指す方向性を共有する「景観まちづくりの基本方針」と、基本方針に示す内容を推進するための実行ツールを示す「景観まちづくりの推進方策」の大きく２つの構成となっています。

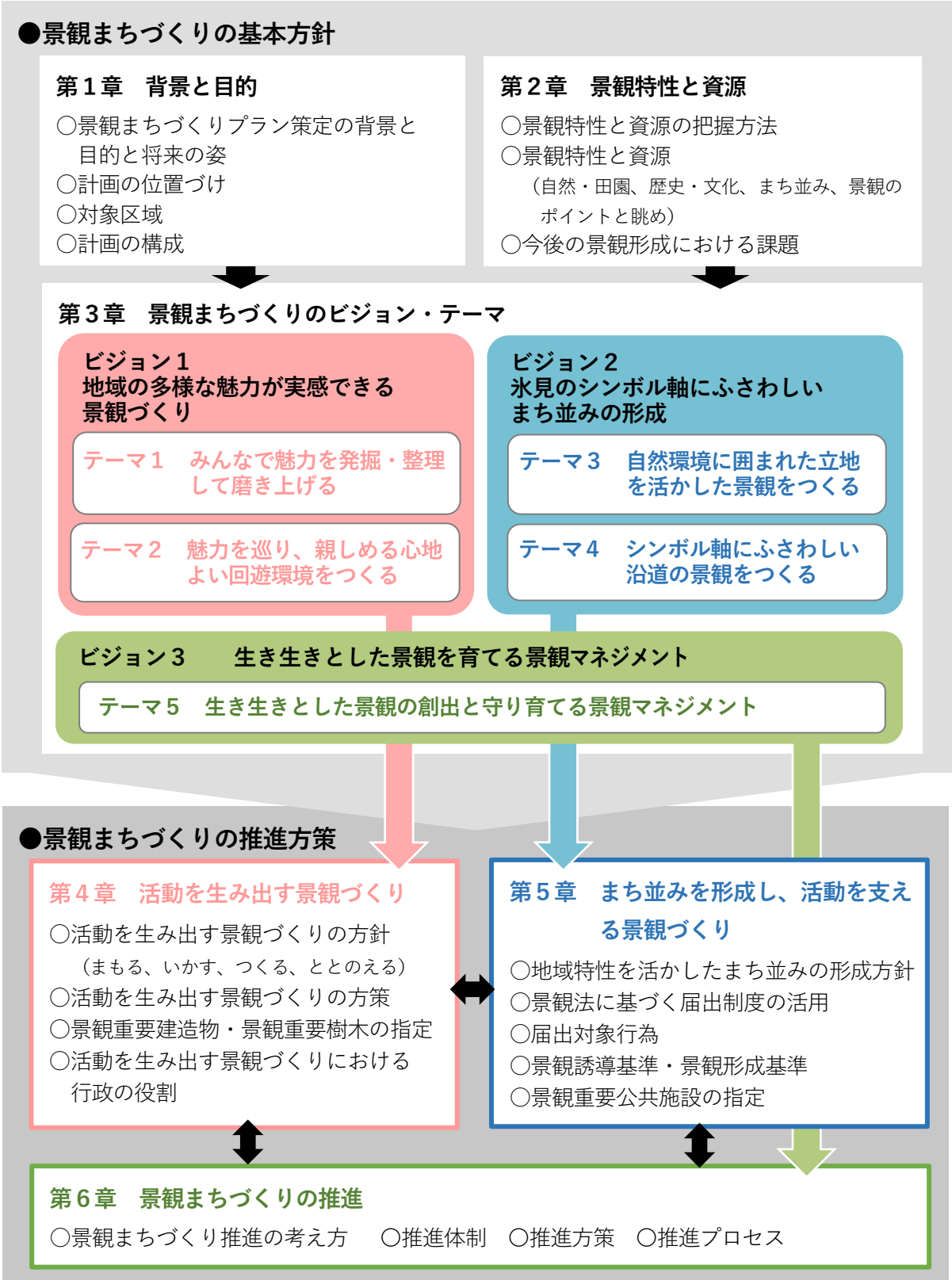

第２章　景観特性と資源

１．景観特性と資源の把握方法

対象地区における景観特性を、空間的な要素（自然、歴史文化、土地利用やまち並み）と市民の想いにより把握するとともに、今後の景観形成における課題や活かすべき景観資源を整理します。

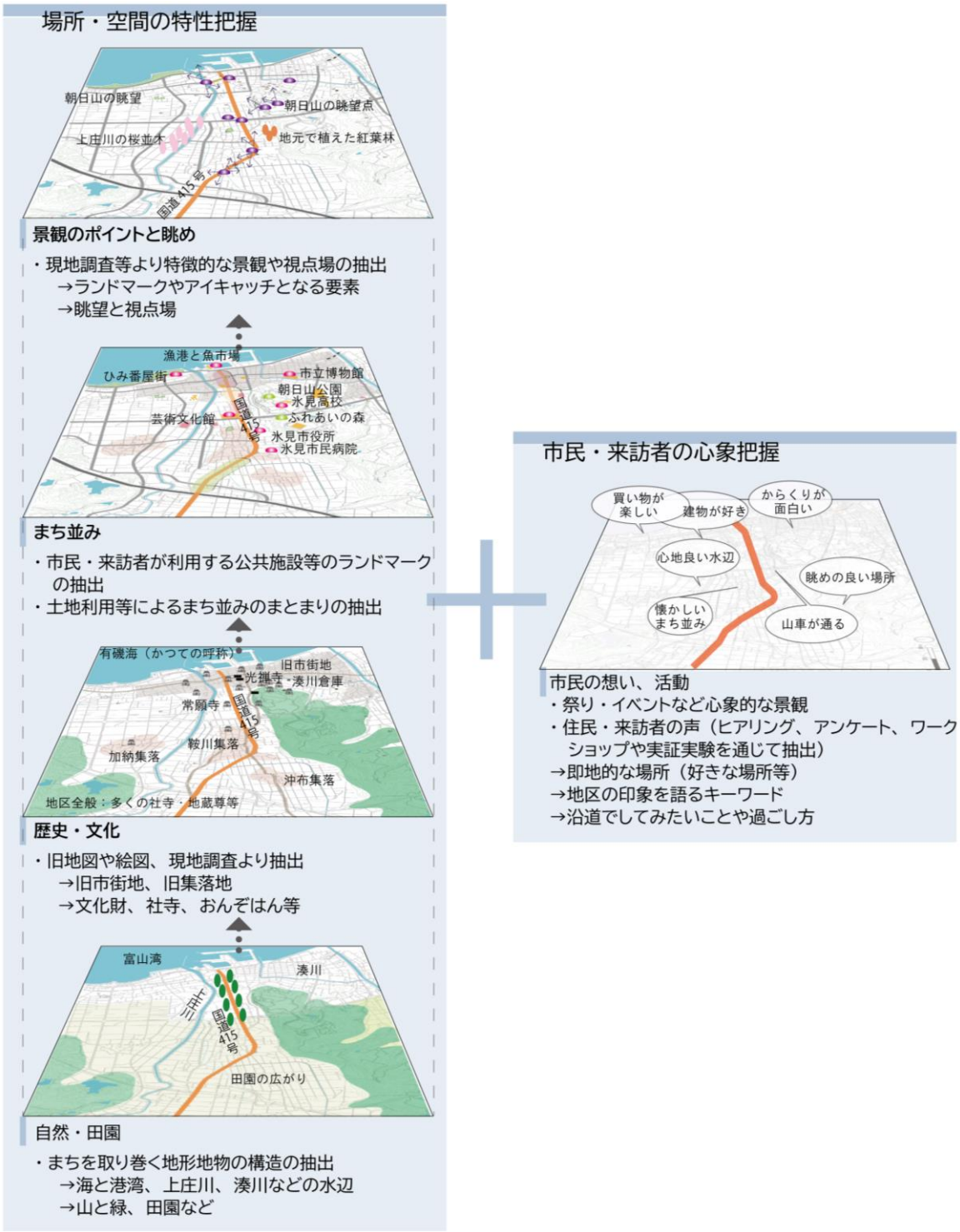

2．景観特性と資源

（1）自然・田園

・南北を丘陵に挟まれ、田園から海へと抜ける道筋に位置する地区です。
・背景に朝日山の稜線が連続する沿道景観を有しており、氷見市民病院～氷見インターチェンジにかけて、田園が広がっています。
・朝日山や上庄川に近接しており、公園や水辺へ気軽にアクセスできる環境が整っています。
・年間降水量の多さや周囲を丘に囲まれた地形により、朝日山の麓や上庄川に霧が立ち込めるなど、地域固有の自然景観が見られます。

国道 415 号沿道から朝日山、田園への眺め

朝日山の麓に立ち込める霧

上庄川沿いの桜並木

実りの季節の田園と朝日山への眺め

朝日山公園からの沿道の眺め

○地形

・南には、標高約 100mの朝日山の丘陵が寄り添うように伸びており、南北を宝達丘陵に連なる 100～150mを丘陵に囲まれた低地となっています。
・国道 415 号の北側には、上庄川が流れ、富山湾へ注いでいます。

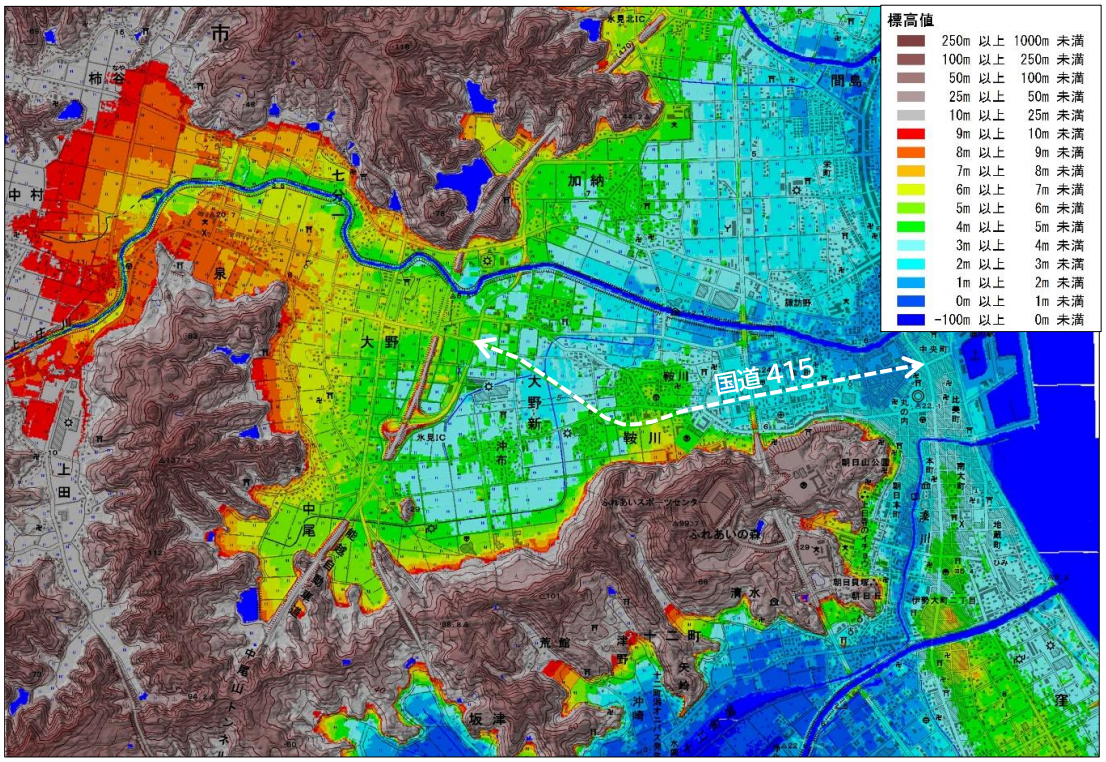

〈標高図〉出展：国土地理院デジタル標高地形図

○植生

・地域の身近なシンボルである朝日山は、スギ・ヒノキ・アカマツなどの針葉樹と竹林、コナラ、落葉紅葉低木などの多様な自然植生を有しています。

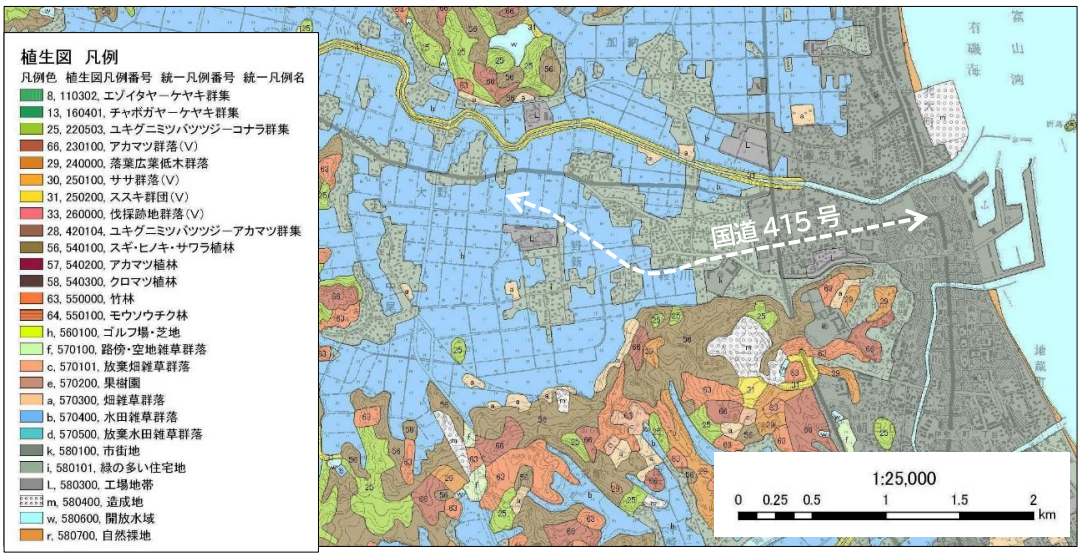

出展：生物多様性センター植生図（調査年次：2008）

（2）歴史・文化

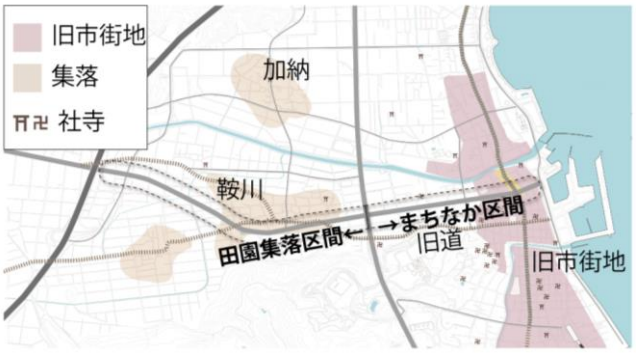

・国道 415 号と平行・交差して走る旧街道や古くから形成された道筋では、黒瓦の家並みが残り、歴史的な趣が感じられるまち並みが形成されています。

・田園集落区間では、鞍川の集落内を通る旧道と交差する区間があり、旧家の家並み、黒瓦や立派な生垣、庭木などの特徴的な意匠が見られます。

・まちなか区間の東部には、中央町商店街があり、防災街区や看板建築などの昭和中期頃の特徴的な意匠が見られます。

・旧市街地には寺院が多く立地しているほか、自治会で管理されているお地蔵様（おんぞはん）や地域の身近な歴史的シンボルである神社も多く立地し、祭礼や行事に利用されています。

・氷見市ゆかりの人物に関連する歴史・文化的資源として、大伴家持の万葉歌碑、氷見市出身の漫画家・藤子不二雄Ⓐの漫画キャラクターをデザインしたモニュメントや案内サインが整備されています。

○歴史的な資源分布図

・地域の身近な歴史的シンボルである神社やお地蔵様が多く立地しています。

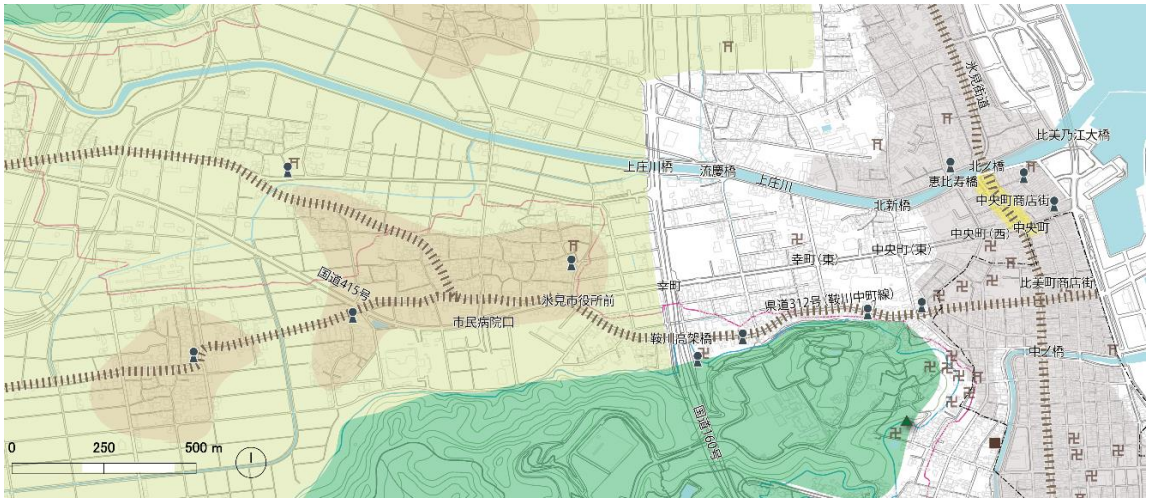

丘	集落地	寺院	神社	旧街道・古い道
田園	旧市街地	国指定文化財（史跡・名称）		
水辺（河川・海・水路等）	概ね復興計画プランの区域	国指定文化財（建築物）		
	防災建築街区	国指定文化財（天然記念物）		
		おんぞはん		

旧市街地の黒瓦のまち並み

旧街道（鞍川中町線）のまち並み

地域の歴史的シンボルである神社

国道 415 号から漁港へのアイストップ
となっているキャラクター巨大壁画

まちなかのキャラクター案内サイン

市内に点在する姿も様々なお地蔵様
（おんぞはん）

○藤子不二雄Ⓐ／まんがワールド

・藤子不二雄Ⓐ先生は、加賀藩前田家ゆかりの光禅寺を生家とする氷見市出身の漫画家。
・市内には、「忍者ハットリくんや怪物くんに会えるまち」として、氷見駅から上庄川、氷見漁港に至るエリアに各種のキャラクターモニュメントスポットが整備されている。
・氷見市街地周遊バスにもキャラクターがラッピングされており、市内を周遊している。
・富山湾の魚たちをモチーフにした「氷見のサカナ紳士録」は、まんがロード(比美町商店街)、幸町交差点の地下道にもデザインされている。

出展：氷見市 藤子不二雄Ⓐまんがワールドマップ

（3）まち並み

・国道 415 号沿道は、令和 4 年 10 月に開館した氷見市芸術文化館をはじめ、いきいき元気館、金沢医科大学氷見市民病院、氷見市役所等の比較的規模の大きな公共施設が沿道に多く立地していることから、人々の動線として重要な道路となっています。

・公共・公益施設、商業・業務などの生活利便施設、住宅等が立地しています。

・国道 160 号の東西で、沿道土地利用が大きく田園・集落系と市街地系に分かれ、周辺とのつながりにより、いくつかの土地利用のまとまりとして把握できます（p.18）。

・旧道との交差部の集落地は、国道 415 号の整備前に旧道に沿って形成されたものであるため、国道 415 号との空間的な関係は限定的であるものの、特に通りの北側に立地する屋敷庭の緑が景観を特徴づけています。

○沿道土地利用（土地利用現況図）

・沿道は、氷見市民病院より東は住宅や商業用地が基調となっており、西は田園の中に住宅や商業用地が見られる。

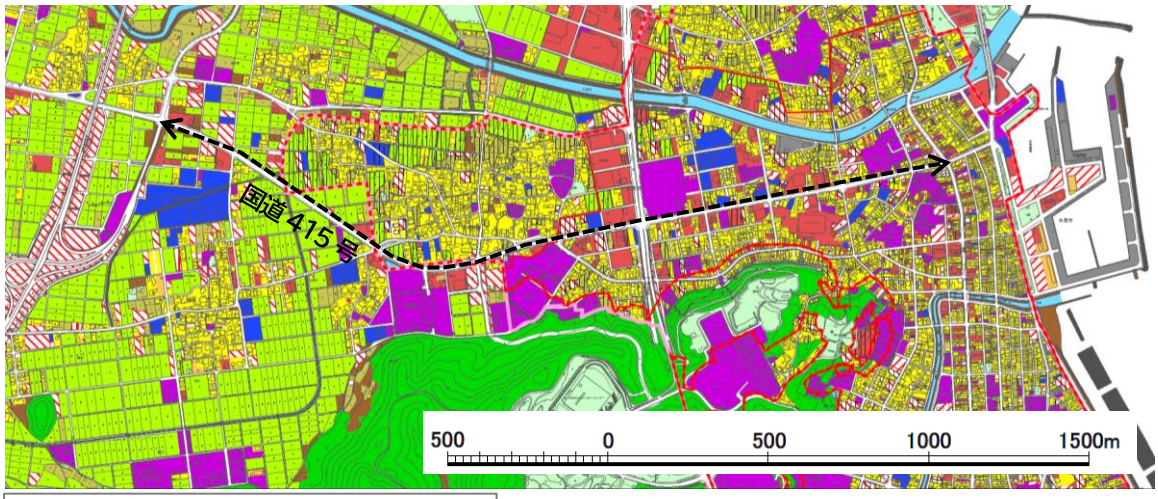

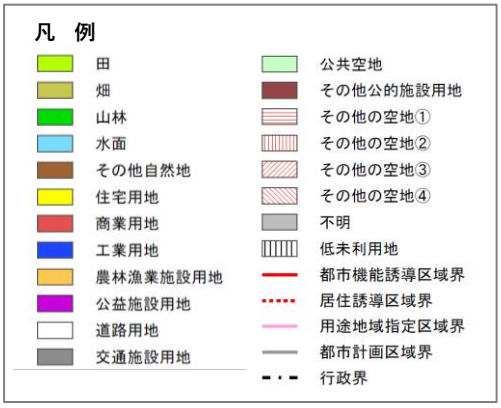

出典：都市計画基礎調査（調査年次：2023 年度）

■ 区間ごとの土地利用のまとまり

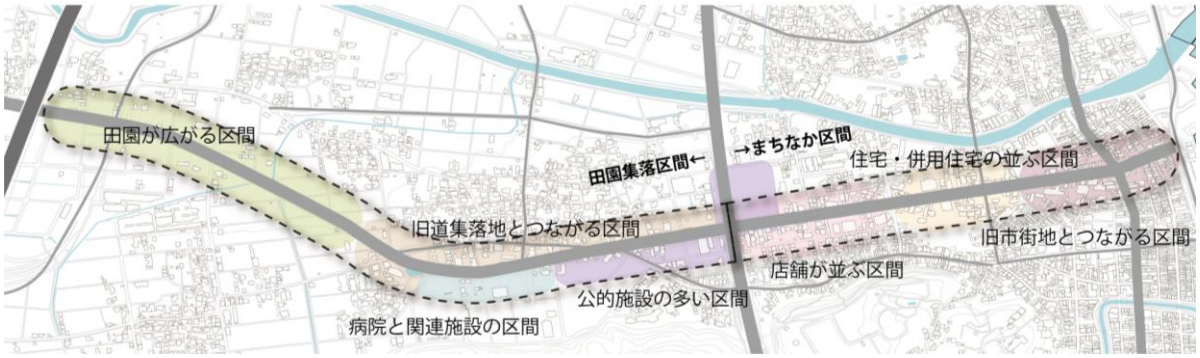

田園が広がる区間

沿道建物が少なく、周辺の田園や丘陵への視界が開け、空が広い。菓子舗など、店舗や事務所が点在する。

旧道集落地とつながる区間

鞍川の旧道と近接・交差するため、旧道沿いの旧家が多くみられる。北側沿道では玄関を旧道側に設けている家が多い。

病院と関連施設の区間

氷見市民病院を中心に薬局等の関連施設が数軒並んでいる。落ち着きのあるまち並み。

公的施設の多い区間

氷見市役所の他、新たに芸術文化館が立地し、沿道に芝生広場が配置されている。ゆとりのあるまち並み。

店舗が並ぶ区間

店舗が比較的多く並び、ロードサイド型のやや大きな広告物も見られる。

住宅・併用住宅の並ぶ区間

併用を含む住宅を基調としたまち並みで、低層の事務所ビルも点在する。

旧市街地とつながる区間

旧市街地内を通る区間で、中央町交差点以東は昭和期の看板建築が見られる。

（4）景観のポイントと眺め

・国道 415 号沿道の旧市街地では、黒瓦の家並みが残り、社寺などの歴史的資源が集積しています。

・田園の広がる田園集落区間をはじめ、国道 415 号沿いには氷見らしい景観を眺めるビューポイントがあります。

・国道 415 号沿道に近接する旧市街地や上庄川、旧街道、朝日山には古いまち並みや社寺・おんぞはん、水辺といった多様な資源があり、それらの周辺の魅力をつなぐ道筋との交差点が重要な結節点となると考えられます。

・丘陵の緑の連なりや、夕日・朝日、場所や天候によって望見できる立山連峰の眺めは、沿道景観として大切に守るべき景観となっています。

近接する上庄川の景観

近接する田園や丘陵の景観

近接する歴史文化的な景観（集落や旧道のまち並みに寄り添うおんぞはん）

周辺へのアクセスとなる景観ポイント（幸町（東）交差点南側）

丘陵や立山が望見できるポイント（田園集落区間）

（5）市民の想い・活動

・市民アンケートや景観まちづくりワークショップ、実証実験等の調査から得られた意見では、田園、山並みや里山、水辺など自然的要素が好きな（自慢したい）景観として多く挙げられています。また、同調査では、歴史的な要素（旧道沿い集落やおんぞはん等）、新たに整備された芸術文化館などへの愛着の声も寄せられ、さらにこれらの場所や要素、風景に人の営み・活動・触れあいが加わることで、魅力が生み出されるという意見も聴かれています。

・前項までに抽出したまちの空間を特徴づけている要素に、こうした市民の想いや活動が加わることで、それぞれの景観資源としての価値が一層高まるものと考えられます。

■ 市民の声などから得られた主な景観資源の例

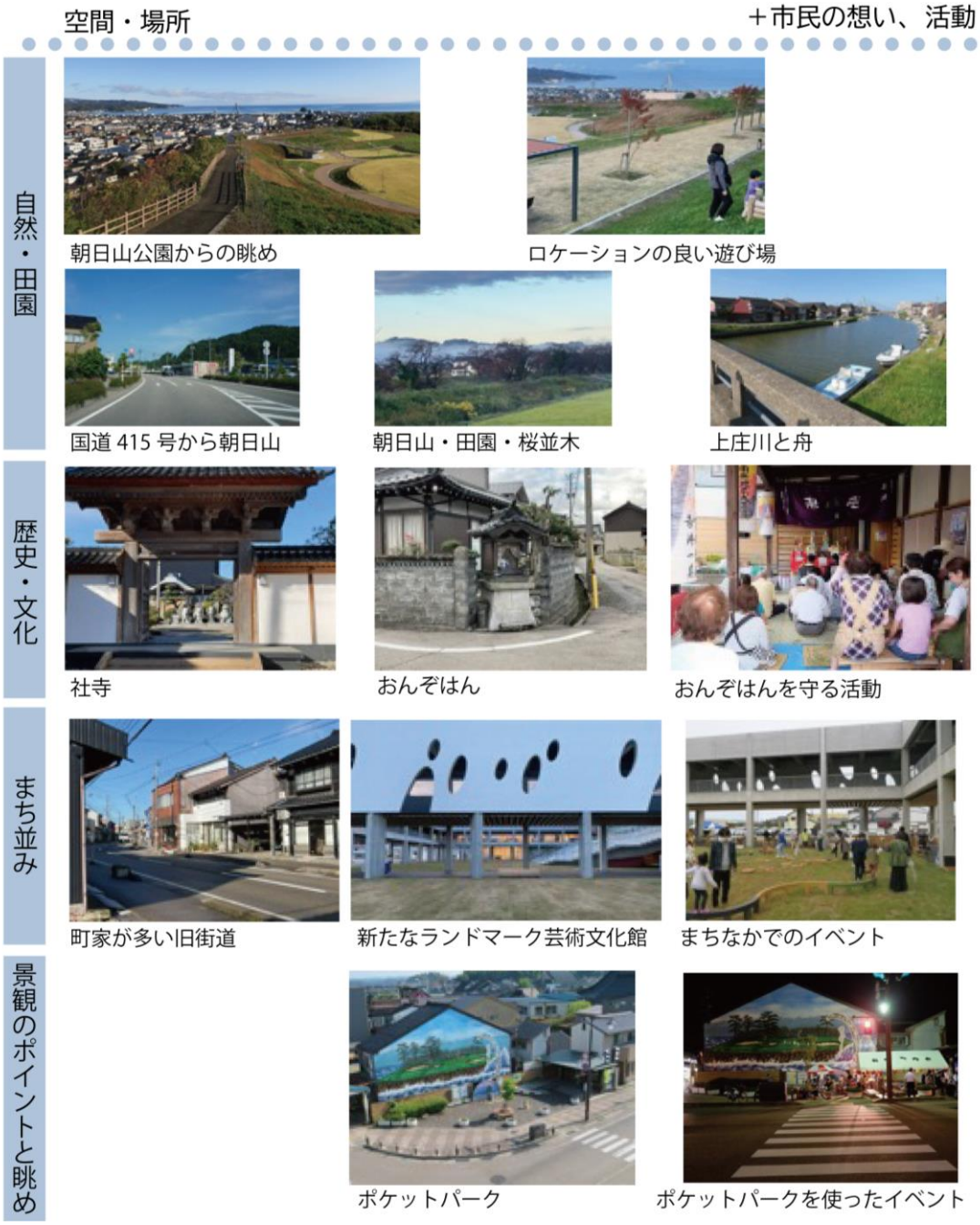

３．今後の景観形成における課題

景観特性と市民の想いを踏まえ、今後の景観形成における課題を整理します。

● 活かすべき地区の特性として、眺めの良さを大切にしていく

・軸となる道路空間は電線類が地中化されていますが、交差点部など一部の箇所では架空線が道路を横切っています。

・店舗が並ぶ区間では、大型の独立広告物や屋上広告物などにより、また、田園の広がる沿道区間では、道路境界部の白いガードパイプが連なっており、周辺の景観との調和に工夫の余地を残している箇所があります。

● 沿道をとりまく景観とのつながりを強化していく

・周辺への回遊導線となりうる交差点部（結節点）の敷地が空地となっているほか、交差道路の道路付属物などが目立ち、心地良さや周辺とのつながりが感じにくい面があります。

● 土地利用のまとまりごとに落ち着きや秩序のある景観を維持・育成していく

・適切に維持管理されていない空き地や空き店舗が点在し、それらが連続した沿道景観を分断する要素になっています。

・周辺のまち並みに対して、過度な規模や色彩の屋外広告物や案内サインが一部に見受けられます。

● 国道 415 号とその周辺を「歩き」「活動する」空間としていく

・現状は、歩行者が少なく、車での利用が中心の道路空間であるため、人々の活動の場として認識しにくい面があります。

・沿道の街路樹は、適切な維持管理を行うことで、道路空間としての魅力やうるおい、歩行快適性を向上させることが望まれます。

● 地区の特性や風景を景観資源として活かし、人の活動や想いに寄り添い活用していく

・市民が愛着をもっている様々な場所、要素や風景を景観資源として大切にし、人の営み・活動・触れあいの場として積極的に活用していくことが望まれます。

・地区に点在する空き地や空き店舗もこれらの活動と連携し、一体的に人の活動が映える景観づくりに活用していくことが望まれます。

■ 今後の景観形成の課題の例

・道路境界部の柵など、自然・田園と一体となった景観を大切にしていきたい。
・道路植栽など、道路空間としての魅力向上を図りたい。
・沿道や近接する建築物等は、自然・田園と調和したものとしていきたい。

・区間毎の土地利用のまとまりに応じて、景観の秩序や落ち着きを維持・育成していきたい。
・空地や空き地が分断要素とならず、景観を魅力的に繋ぐ要素として活かされる方法を検討していきたい。

・地区をとりまく景観のつながりを強化し、周辺への回遊動線となる交差点部（結節点）を魅力的に印象づけたい。
・空地や空き地を回遊の中継地点等として活用したい。

主要な眺望点・視点場

主要な交差点部（結節点）

近接する道路の架空線

敷地境界部の白い柵

国道 415 号沿道の街路樹

結節点の空地

店舗が並ぶ区間の空き店舗

店舗が並ぶ区間の大型屋外広告物

第３章　景観まちづくりのビジョン・テーマ

景観特性や今後の景観形成における課題を踏まえ、「景観まちづくりの基本方針」として、３つのビジョンと５つのテーマを掲げます。

ビジョン１．地域の多様な魅力が実感できる景観づくり

・当地区や周辺には、朝日山や立山連峰への眺望、上庄川や田園風景などの自然的魅力に加え、旧街道や集落に残る歴史的魅力など「氷見らしい」景観資源が点在しています。また、地域の人々に受け継がれてきた祭礼や季節の行事、日々親しまれている風景など、目には見えにくい景観資源も多く存在します。
・これらの景観資源を市民とともに掘りおこし、景観として誰もが楽しめるように磨き上げ、巡り親しめる回遊環境を整えることで、地域の多様な魅力を実感できる景観づくりを目指します。

朝日山からの眺め

上庄川

地域に残る歴史的な神社

テーマ１　みんなで魅力を発掘・整理して磨き上げる

・地域に点在する魅力を発掘し、景観資源として整理・可視化していきます。それらを市民とともに進めることで、地域の魅力の再認識や愛着の醸成、さらなる活用の契機とすることを目指します。
・景観資源単体の保全だけでなく、その周辺環境や見え方にも配慮し、一体的に地域全体の魅力を高めます。さらに、活用の可能性を模索・実践することで、誰もが楽しめる景観資源へと磨き上げていきます。また、空き家や空き店舗の活用などにより、隠れた景観資源を魅力的な空間へと転換する取組みも重要です。

フィールド調査で発見した景観資源を発表する景観学習（真鶴町）

おんぞはんをテーマとしたまち巡り（射水市）

空き家を活用した高校生の居場所「ひみりべ。」（氷見市）

テーマ２　魅力を巡り、親しめる心地よい回遊環境をつくる

・国道 415 号の主要な交差点は、沿道と周辺の魅力的なエリアを結ぶ重要な結節点です。その結節点に位置する広場や建物、空地等を修景・活用することは、周辺への人の流れや活動を生み出し、地域全体の魅力や賑わいにつながります。
・そのため、沿道とその周辺に点在する景観資源を巡り、知り、親しむための設えを工夫し、心地よい回遊環境を整えます。（例：サインの設置、休憩や立ち寄り場所の整備、モビリティスポットの整備、ファニチャーの配置、連続性のある花やみどりの植栽、ルートとなる道路の舗装美装化など）

バス停を彩る HIMI ベンチ（氷見市）

主要な交差点にある広場
中央町ポケットパーク（氷見市）

地域の行事に利用される
ポケットパーク（氷見市）

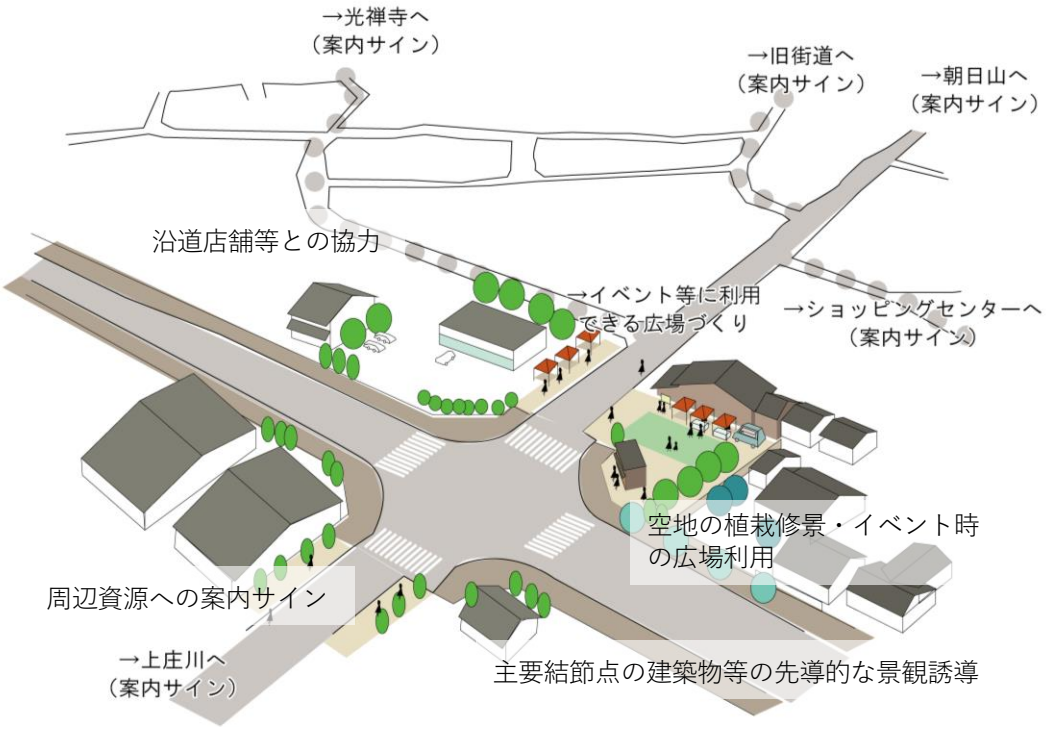

主要結節点の特徴づけと、空地等を活用した回遊環境づくりのイメージ

ビジョン２．　氷見のシンボル軸にふさわしいまち並みの形成

・国道 415 号は、平成期に整備された比較的新しい道路であり、区間ごとに緩やかな土地利用のまとまりが見られることから、これらを沿道景観の個性として活かしながら、氷見のシンボル軸にふさわしいまち並みの形成を図ります。
・道路空間（舗装、街灯や柵など）は、シンボルロード再整備の機会や施設更新の時期を捉え、まち並みと調和したより魅力的な景観づくりを進めます。

空から見た国道 415 号

テーマ３　自然環境に囲まれた立地を活かした景観をつくる

・国道 415 号は、朝日山と上庄川に挟まれ、山・田園・海を結ぶ軸線であり、丘陵の稜線を背景に農地と調和した平地集落が連続する沿道景観を形成しています。朝日山をはじめ、上庄川や田園などの豊かな自然環境は、地域の身近なシンボルとして、四季折々、また一日の時間の中で変化する姿が親しまれており、これらを守り活かす取組みを進めます。
・特に自然環境に囲まれた立地である田園集落区間においては、自然・田園景観と調和したまち並みの誘導や、自然・田園景観を損ねない道路空間の創出を進めます。あわせて、山・田園への眺めを活かす眺望点の整備等の取組みを推進します。

市民の手でガードパイプを景観配慮色にペンキ塗り（氷見市）

看板の撤去と集約化（静岡県富士宮市）

自然景観を損ねない広告物のデザイン（氷見市）

テーマ４　シンボル軸にふさわしい沿道の景観をつくる

・氷見インターチェンジから市街地や海へとつながる「まちの玄関口」としての軸線であり、公共・公益施設や商業・業務施設などの交流拠点や生活利便施設が沿道に立地するなど、区間ごとに緩やかな土地利用のまとまりが形成されています。これらのまとまりを活かしながら、シンボル軸にふさわしい沿道景観や、人々の活動が見える賑わいの創出を進めます。

・特に交流拠点や生活利便施設が集積するまちなか区間においては、低中層を基調とした落ち着いたまち並みや旧市街地の伝統的な意匠を保全・誘導します。さらに、店先や軒先のスペースを活用した緑化、ファニチャーの設置、ショーウィンドウの工夫などにより、うるおいと賑わいを創出します。あわせて、無電柱化された景観に調和するフラワーハンギング、街灯や柵の修景などを進め、まちのエントランス空間にふさわしい沿道の景観づくりを進めます。

バナーフラッグ、フラワーハンギングバスケット（氷見市）

店先スペースを活用してお店の個性や賑わいを演出（氷見市）

氷見市芸術文化館前に設置されたバス停のベンチ（氷見市）

ビジョン３．　生き生きとした景観を育てる景観マネジメント

・「氷見らしい風景」や「地域に愛される風景」を守り、人々の活動が生き生きと感じられる景観を育むため、市民、事業者、行政が協働する体制や仕組みを整える地域の景観マネジメントが重要です。
・市民が景観を共有財産として大切にする意識を育むため、景観学習や市民講座、情報発信などの意識啓発に取組みます。

テーマ５　生き生きとした景観の創出と守り育てる景観マネジメント

・自然やまち並みなどの物理的な環境だけでなく、そこで過ごす人々の営みや活動をつくり出すことで、沿道に生き生きとした景観を創出します。
・市民や事業者が、主体的に景観づくりに参加できる仕組みを整備するとともに、沿道空間で活動がしやすくなる仕組みや環境づくりを推進します。
・市内外のファンやサポーターを増やすため、景観の魅力や景観まちづくりの活動を広く発信し、多主体が連携・協働して景観を守り育てていく取組み（景観マネジメント）を進めます。

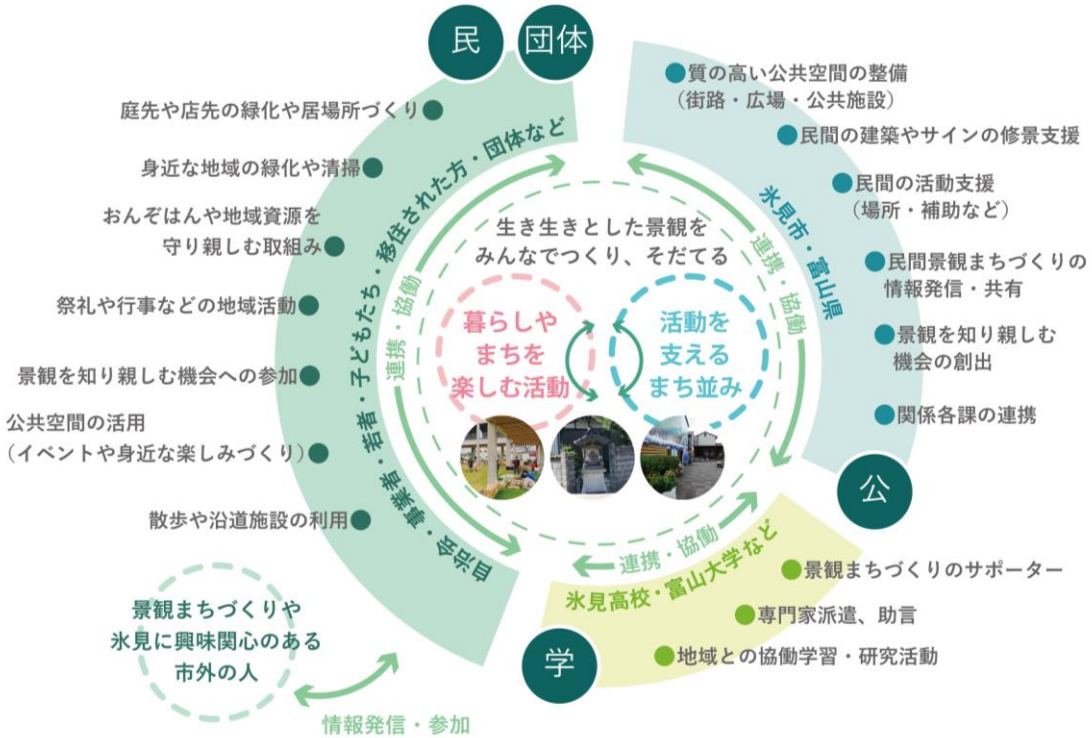

■景観まちづくりの推進体制

景観まちづくりの推進方策

第４章　活動を生み出す景観づくり
第５章　まち並みを形成し、活動を支える景観づくり
第６章　景観まちづくりの推進

第４章　活動を生み出す景観づくり

１．活動を生み出す景観づくりの方針

国道 415 号沿道周辺には、歴史・文化的、自然的な資源に加え、観光やまちづくりの拠点となる魅力ある資源も多く存在します。また、沿道には、公共公益施設が集積し、公共的なオープンスペースが多いほか、空き地や空き店舗等の潜在的な空間資源も点在しています。

一方で、国道 415 号沿道についての市民アンケート調査やワークショップの意見では、「歩くことがない」、「車で通るだけの道」、「沿道が寂しい」という声が多く寄せられており、沿道の魅力が現状ではあまり認知されていません。

こうした現状を踏まえ、本地区の景観まちづくりにおいては、**国道 415 号沿道とその周辺にある多様な資源を、みんなで顕在化、共有し、活用していく**ことが重要です。

「氷見市景観計画」（全市を対象とした景観計画）の基本理念のもと、本地区の景観資源を"まもる”、"いかす”、"つくる”、"ととのえる”活動づくりの取組み方針を定めます。

（１）景観資源をまもる活動
- 景観資源の顕在化と次世代への継承
- 景観資源の保全・活用に向けた新たな仕組みの構築

（２）景観資源をいかす活動
- 市民や事業者等との連携体制の構築
- 情報発信の取組み強化

（３）景観資源をつくる活動
- 景観資源を利活用した新たな魅力的な空間の創出

（４）景観資源をととのえる活動
- 景観資源と一体的な風景を構成する主要なスポットの修景や魅力づくり

■ 景観資源を"まもる”、"いかす”、"つくる”、"ととのえる”取組みのイメージ

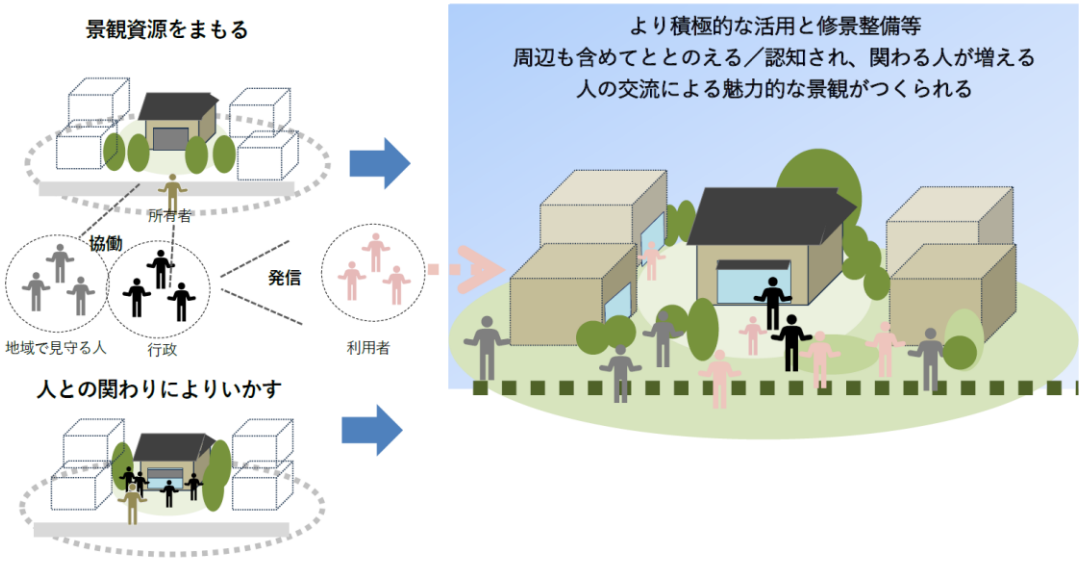

２．活動を生み出す景観づくりの方策

（１）景観資源をまもる活動

● 景観資源の顕在化と次世代への継承

・見慣れた日常の風景の中にある地域固有の資源に気づき、その価値を知ることは、景観資源の掘りおこしや守る活動につながる第一歩となります。

・地域への誇りと愛着を育み、次の世代へ継承していくため、子どもの頃から地域やまちの景観に関心を持ち、学びや体験を通じて意識を高める機会を創出します。

・さらに、幅広い世代が地域固有の景観の魅力や課題を共有し、守り育てる活動につなげていくことを目指します。

■取組みの例
・地域固有の景観の魅力や課題を発見する機会（ワークショップやまち歩き）の創出
・小中学校や高校と連携した景観学習、体験学習等の実施

地域の魅力や課題を話し合うワークショップやまち歩き

氷見高校シチズンシップ（総合的な探求学習）と連携した活動

小学生の景観学習の例（フィールド調査、発表）／他都市

● 景観資源の保全・活用に向けた新たな仕組みの構築

・景観資源の保全・活用に向けて、地域の魅力を掘りおこし、その価値を周知するとともに、地域で愛され親しまれている景観や「もったいない」と感じる景観を、地域の共有財産として認識することが重要です。こうした取組みを市民とともに進めることで、地域の魅力の再認識や愛着の醸成を図り、景観資源の活用へとつなげていくことを目指します。

・既往制度として、富山県が実施している「とやまビューポイント（ふるさと眺望点）」や「ふるさとの記念物」の指定や景観法に基づく「景観重要建造物・樹木」の指定などを積極的に活用します。あわせて、景観資源の掘りおこし・周知・活用を重視した市独自の仕組み（指定・登録・表彰制度）の構築についても検討します。

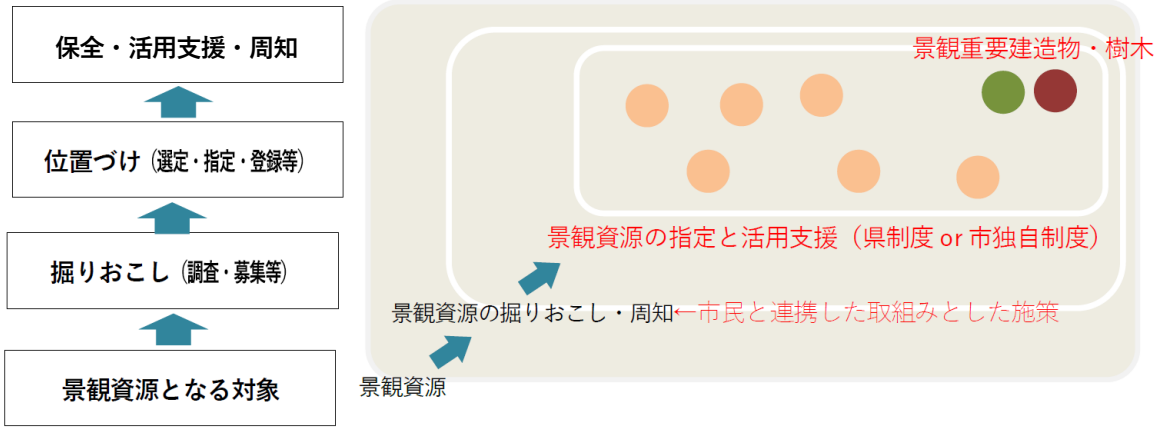

景観資源の段階的な事例　埼玉県所沢市　市独自制度「とことこ景観資源」

・所沢市では市民の申請により、所沢らしい良好な景観（建築物、樹木、眺望及び市民活動等）を「とことこ景観資源」に指定し、その中から、特に所沢らしい良好な景観を「とことこ景観資源表彰」として表彰している。

・「所沢市景観計画」では「とことこ景観資源」に指定したもののうち、運用基準に該当するものを景観重要建造物・樹木を、指定するとしている。

・市民の活動を含む幅広い景観をとらえ、周知活動することで景観資源の保全活用へとつなぐことを標榜した段階的な仕組みとなっている。

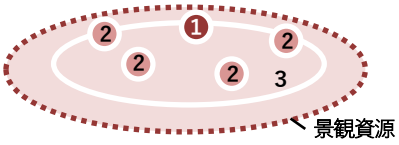

❶ 景観重要建造物・樹木
❷ とことこ景観資源表彰
3 とことこ景観資源

とことこ景観資源の事例（右写真）

①まちづくりの拠点として活用している近代町家。
②昭和期の橋。2009 年国の登録有形文化財指定。
③所沢の景観百選にも選定されている。
④とことこ景観賞に境内の樹木指定。
⑤とことこ景観賞／所沢の景観百選。
⑥とことこ景観賞／クリスマス期ライトアップ。

①野老澤商店

②旭橋

③弘法の三ツ井戸

④所沢神明神社

⑤比良の丘

⑥所沢駅西口イルミネーション

（２）景観資源をいかす活動

● 市民や事業者等との連携体制の構築

・景観資源や景観まちづくりに関心を持った市民等が、主体的に関わりやすくなるよう、多様な主体の参画を促進し、その活動を支援・調整していきます。

・本地区では、沿道空間を活かした新たな活動を創出することが重要であり、市民等が主体となって景観まちづくりに参加することで、地域への誇りや愛着を育み、「住み続けたいまち」への意識を高めることにつながります。

・これまで実践してきた景観まちづくり実証実験の取組みを活かし、継続・発展させるため、活動を支える支援制度や連携体制の構築を図ります。

■取組みの例
・景観資源の活用促進のための仕組み（関係各課や団体等との情報共有や連携など）の検討
・身近な景観のハードづくりや活動に対する支援制度の構築
・市民等の意識の高まりに応じた活動を支える連携体制の構築

ポケットパークのフラワーポッド

地域コミュニティによる花壇づくり
（鞍川農地・水保全会）

植樹会（鞍川倶楽部）

おんぞはん祭り

うみのアパルトマルシェ

みなとがわのみのいち

公共のオープンスペースや民間の空地・空き店舗などのストックを実験的に活用できる仕組みの例
／氷見市(氷見市景観まちづくり実証実験)

身近な景観づくりを支援する仕組みの例／他都市（戸田市三軒協定）

○隣り合った三軒以上の人たちが自主的に植栽や花壇づくり、イルミネーションの設置、外壁塗装などの景観づくりを協力して行う協定を結び、それを市が認定した場合、その景観づくりにかかる費用の一部を補助する制度

○認定の主な要件
- 三軒以上で協定している
- 適正な実施運営が期待できる
- 公益上の支障がない
- 名称等が定められている

外壁塗装

植栽

イルミネーション

地域のストック活用促進のための仕組みの例

氷見まちづくり協議会
- 空き物件の発掘
- 空き物件を使いたい事業者とのマッチング
- 創業支援（Himi-Biz、チャレンジショップ break）
- まちの賑わいづくりのためのイベント

氷見市 IJU 応援センター
- 移住定住のコンシェルジュ

氷見市未来戦略課
- 空き家情報バンク
- 移住、定住イベント
- リノベーション等に関する補助制度
  （氷見市空き家優良物件化支援補助金、氷見市空き家利活用モデル支援事業費補助金）

連携
協働

氷見市都市計画課
- 空き物件の実験的な活用支援

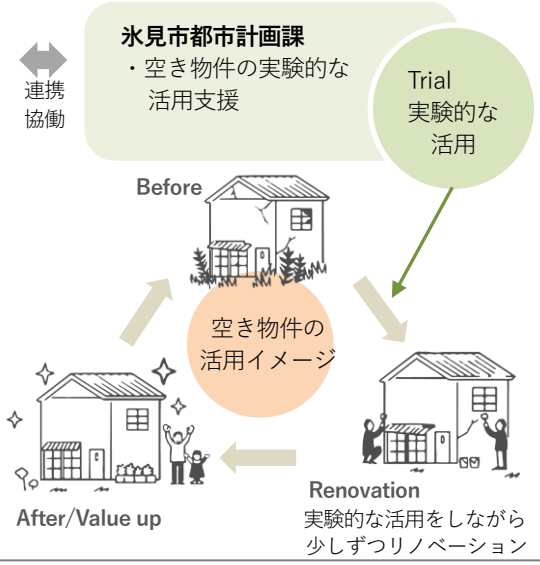

● 情報発信の取組み強化

・景観まちづくりの取組みの蓄積や成果を整理し、紹介パンフレットや事例集としてまとめることで、取組みをストックするとともに、普及啓発ツールとして活用します。また、市民等との協働により、地域固有の魅力を積極的に発見・発信する取組みを進めます。

・景観まちづくりの動きや情報を広く発信することで、潜在的に興味や関心の高い人材の掘りおこしや新たなファンの拡大を図り、継続的な意識醸成につなげます。発信の際には、世代や関心に応じて、伝えたい相手を意識した多様なツールを活用していきます。

■取組みの例
・景観資源の普及・啓発（資源認定証、プレートや案内板の設置、活動団体や市民相互交流の場の創出）
・景観資源の活用（まち歩きルートの整備、景観資源を巡るツアーや景観学習への活用など）
・活動紹介パンフレットや事例集の作成・活用
・景観インスタグラムフォトコンテストなど、魅力的な景観を共有する機会の創出
・優れた活動や取組みを表彰する制度等の創設

景観資源の普及・啓発、活用の例／他都市（黒石市　くろいし景観資産）

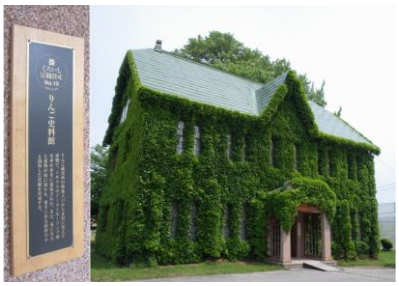
景観資産の銘板の例

景観資源を巡るツアーの例

景観資源の普及・啓発、活用の例／他都市（きたかみ景観資産）

○地域の景観資源とそれを守り、創り、育てるための活動をセットで認定する制度
○景観としての価値のみならず、地域の共感、景観づくりにつながるアイデアがあることなどを要件に、北上市景観審議会において審査
○認定した景観を「農村」、「歴史」、「都市」等のテーマや、16 地区ごとに分類し、景観資産マップやホームページ等で情報発信

認定された資産の例

68 子ども達の親水空間　黒岩ビオトープ
花壇整備
手入れの行き届いた花壇が彩りを添え、心地よい空間が広がっている。
■ 黒岩16地割地内【黒岩自治振興会】

96 癒しの小径（こみち）　広瀬川せせらぎ緑道
清掃、植栽、イベントの開催
平成21年に整備された広瀬川せせらぎ緑道を中心に、多くのイベントを開催し活気あるまちなみを創り出している。
■ 青柳町、諏訪町地内【広瀬川まちづくり倶楽部】

活動紹介パンフレットや事例集の作成・活用の例／他都市（横浜市　景観ビジョン実践ガイド）

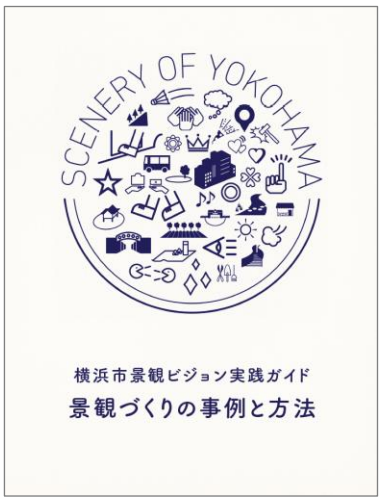

地域で愛される景観資源の発見と共有の例／氷見市（ひみ景観インスタグラムフォトコンテスト）

○景観保全に対する市民意識の向上と、魅力ある景観資源の発見、そして「氷見らしい景観」を広く発信することを目的として、スマートフォン向け写真共有アプリケーションのInstagram を用いたフォトコンテストを令和 2 年度より開催している

○令和 3 年度は、静止画・写真の募集（シーン景観部門）に加えて、動画・映像の募集（シークエンス景観部門）を追加し、写真だけでは伝えきれない氷見らしい景観や氷見市の魅力を発信している

ひみ景観インスタグラムフォトコンテスト２０２１

シーン景観部門　受賞作品（応募総数：1,531 点）

準グランプリ　@jankavjaponsku様　「氷見のメルヘンの中で」

氷見建設業協会賞　@k.kakichi様　「雲に沈む」

シークエンス景観部門　受賞作品（応募総数：72

グランプリ @yukin.2525様
「唐島とだるま朝日」

準グランプリ @hisa_snow様
「街に瞬く夜空」

（3）景観資源をつくる活動

● 景観資源を利活用した新たな魅力的な空間の創出

・公共空間をはじめ、地域住民や事業者等が主体的に利活用できる機会を積極的に創出し、人との関わりが見える魅力的な場づくりを進めます。

・こうした取組みを通じて、まちの中に新たな価値や魅力を生み出し、それ自体を新たな景観資源として育てていくことを目指します。

■取組みの例
- 既存の景観資源をつなぐネットワーク形成、まち歩きなどの回遊環境づくり
- 沿道に点在する空き地や空き店舗などの継続的な活用による場の育成
- 景観資源の建築物等の意匠を活かしたセルフリノベーションの推進
- 公共空間の社会実験的な利活用による魅力発信（イベント・マルシェなど）

まちなかの資源の価値づけと回遊ルートづくりの例

／他都市（黒石市　小さなまちかど博物館／くろいし景観資産）

○小さなまちかど博物館：ものづくりの技店、販売の技人、資料、建物など、小さな個性をその土地ならではの「文化」としてとらえ、「○○館」と認定

○くろいし景観資産：黒石らしい景観を形成している建築物、工作物、自然、眺望、祭りなどを対象に、これまで守られてきたもの、これから創り出していくものを指定

○まちを巡るツアーを合わせて実施

小さなまちかど博物館とまちあるきツアー

路地沿いの空地（公共・民間）を活用して定期的に開催されるマルシェの例／他都市（須賀川市　Rojima）

民間の駐車場やポケットパーク、店先、市役所駐車場など、多様な空地を活用して開催されている

沿道の空き店舗等の実験的な活用の例／氷見市（景観まちづくりウィーク）

左：国道 415 号沿道の倉庫跡地を実験的に活用した交流会やバー（氷見市）

建築物の意匠を活かしたリノベーションの例／他都市、氷見市

左：空き家になった長屋を改修した商業交流施設（富山県高岡市）
右：特徴ある建物の外観を活かしたチャレンジショップ break（氷見市）

（4）景観資源をととのえる活動

● 景観資源と一体的な風景を構成する主要なスポットの修景と魅力づくり

・景観資源単体の保全だけでなく、その周辺環境や見え方にも配慮し、一体的に地域全体の魅力を高めることが重要です。

・特に、景観資源と一体的な風景を構成する隣接地や沿道の結節点、眺望点などの主要なスポットについては先導的に修景や魅力づくりを進め、まちなみ全体として調和のとれた良好な景観形成を図ります。

■取組みの例
- 景観資源周辺の景観を整えるハード整備の推進
- 景観資源と周辺の空間を一体的に魅せる修景やデザイン誘導の検討
- 眺望点や沿道のビュースポットの整備
- 地域住民や団体による美化・修景活動への支援や協働体制づくり

市民の手でガードパイプを景観配慮色に塗り替えた例／氷見市

○地域の神社境内の美化活動（樹木の伐採、桜やアジサイなどの植樹、遊歩道づくり）に合わせて、神社前の白いガードパイプを景観配慮色（10YR 2.0/1.0）に塗り替える取組みを、自治会と協働して実施

景観づくりのポイントとなる接道部（まちかど）や空地の緑化／他都市（熊谷市）

○重点地区の景観まちづくりプランをうけ、文化拠点施設のエントランスの外構部において、専門家のサポートを得て、地域住民等とまちかどの広場づくりを実施

地域の力で大事なまちかどの空き地を花壇に

3．景観重要建造物・景観重要樹木の指定

・「氷見市景観計画」に定める指定基準を踏まえつつ、本地区においては、景観まちづくりを地域の活性化に繋げていくためのモデルとして、次の物件が候補としてあげられます。

■ 景観重要建造物・樹木の指定と展開イメージ

	施設名称	景観まちづくりの観点からみた施設の価値	組み合わせて検討したい周辺も含めた景観まちづくり展開例
景観重要建造物	氷見市芸術文化館	・市を代表する文化施設であり、景観まちづくりの拠点としての価値が高い。 ・芸術文化館をまちづくりの核としたエリア景観まちづくりの取組みは、市内外に対して氷見の魅力を発信する効果が高い。	・国道 415 号を軸とした沿道の店舗や空き地・空き店舗等の利活用実験を検討する。 ・上庄川、朝日山、さらに周辺の社寺などと連携し、自然とまち、新旧の文化をつなぐネットワークルートを設定する。 ・地域でまちづくりに関わる人達の協力を得ながら、実験的な取組みから段階的に展開していくことが有効である。 ・社寺のたたずまいを活かした景観修景を行い、風格をもたらす。
	地区内の社寺	・地域の歴史文化を象徴するランドマークとしての価値が高い。 ・地域住民による祭礼や行事の場所として親しまれ、歴史的景観を構成する重要な要素である。	
景観重要樹木	朝日山のモミジ	・地域住民の活動により、朝日山の山裾に植えられた貴重な紅葉林であり、地域の手で育まれた自然景観資源としての価値が高い。	・朝日山お散歩コースを設定・マップ化し、ルート上に見どころを組込みながら、その魅力を広く伝える。 ・樹木の維持管理活動への参加を促す仕組み（体験イベント等）を整え、地域ぐるみで育てる景観資源として継続的に支援していく。
	地区内社寺の高木	・地区の貴重な緑であり、地域の歴史文化を象徴するランドマークとしての価値が高い。	

氷見市芸術文化館

沿道周辺の神社と社寺林

地域の団体によって朝日山山裾に植樹されたモミジ

■ 芸術文化館を核とした展開イメージ

○散策ルートを設定し、マップや景観資源の紹介などの情報発信を行うとともに、地域で取り組んでいるまちづくり活動についても積極的に PR していく。

○公共空地や空き店舗を地域のイベントなどに積極的に利活用し、まちなか全体が一体的に楽しめる機会を創出し、地域の賑わいと魅力を発信していく。

○散策路のサインや緑の小路などの修景整備を、地元住民や団体と協働で進めていく事を検討していく。

４．活動を生み出す景観づくりにおける行政の役割

景観まちづくりの活動の主体は市民や事業者、地域団体等であり、行政はそれらの活動を支援し、後押しすることが重要です。

“やってみたい”“試してみたい”という意欲を持つ市民等ができることからスモールスタートで取組みを始められるよう、行政は制度的・技術的な支援を行います。

また、小さな身近な景観のハードづくりや活動づくりを積み重ねていくことで、沿道に少しずつ魅力的で親しみのある場所を増やし、地域の多様な魅力を実感できる景観づくりを推進します。

■ 景観資源における取組みと行政の役割

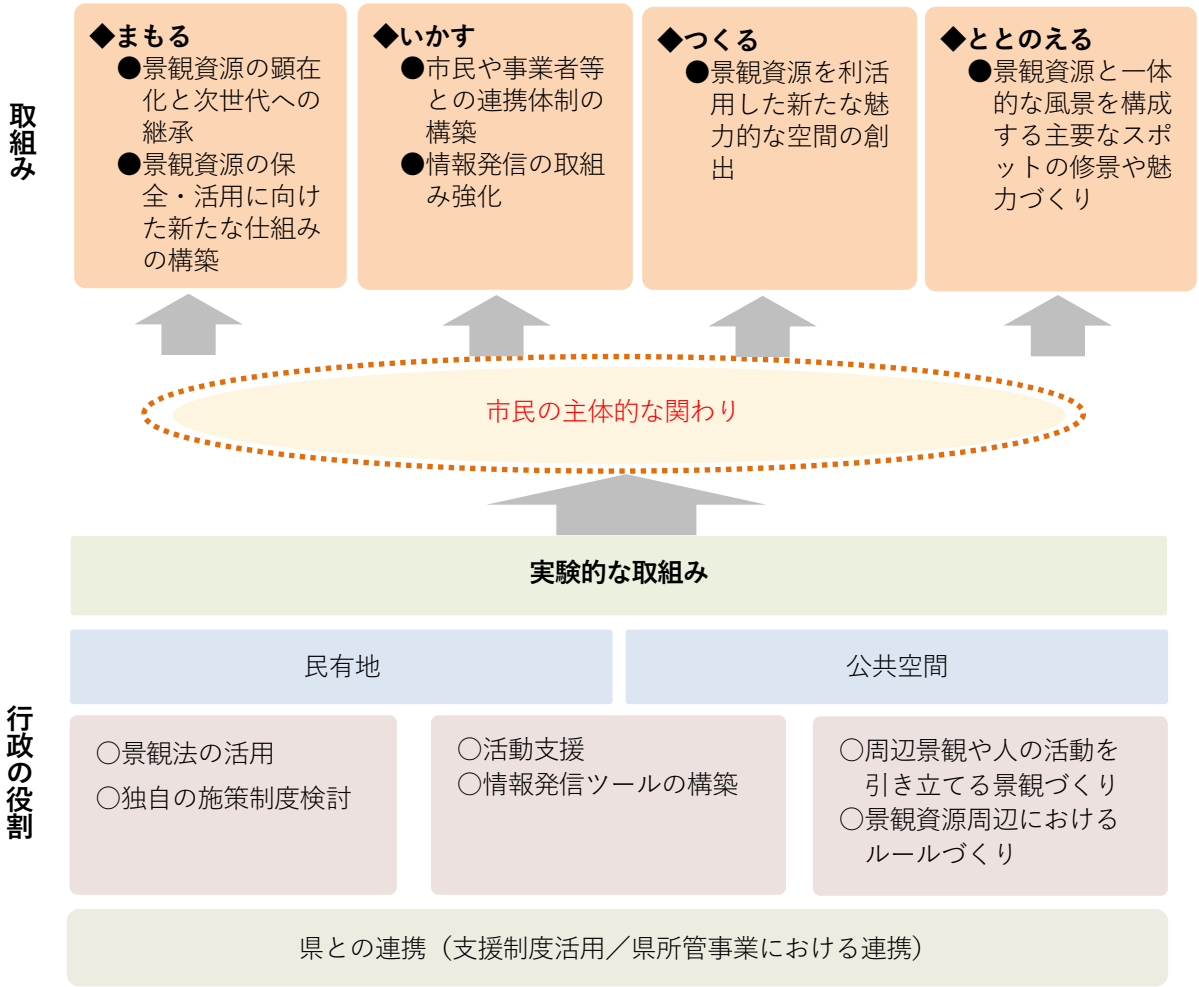

第５章　まち並みを形成し、活動を支える景観づくり

１．地域特性を活かしたまち並みの形成方針

（１）景観特性を活かしたまち並みの形成

① シンボルロード地区（国道 415 号沿道）のまち並み形成

・国道 415 号とその沿道においては、区間の特性等に応じ、シンボル軸にふさわしいまち並みの形成が求められます。

・道路沿いの建築物や工作物、植栽、看板等のデザインや配置については、統一感と地域らしさの両立を図り、歩いて楽しめる魅力的な沿道空間の創出を目指します。

②シンボルロード周辺回遊エリアのまち並み形成

・シンボルロード周辺回遊エリアにおいては、集落や営農環境、町家が建ち並ぶ旧街道など、地域の歴史・文化を感じさせるまち並みに配慮します。

・シンボルロード地区と一体的な地域としてまちの魅力を高めていくため、それぞれのエリアが持つ景観特性に配慮しつつ、回遊性を高める工夫や一体的な景観向上の取組みを進めていきます。

（２）まち並みと一体となり、景観まちづくり活動を支える公共施設（道路、広場等）

・国道 415 号はシンボルロードとして整備された経緯から、その整備水準を適切に維持・管理していくことが求められます。また、沿道に設けられたポケットパークなどの広場においても、地域住民や団体によるまちづくり活動の拠点として重要な空間となっています。

・こうした公共空間では、沿道のまち並みとの調和を図るとともに、活動の拠点や交流の場として利活用を進め、地域の魅力と活力の向上につなげていきます。

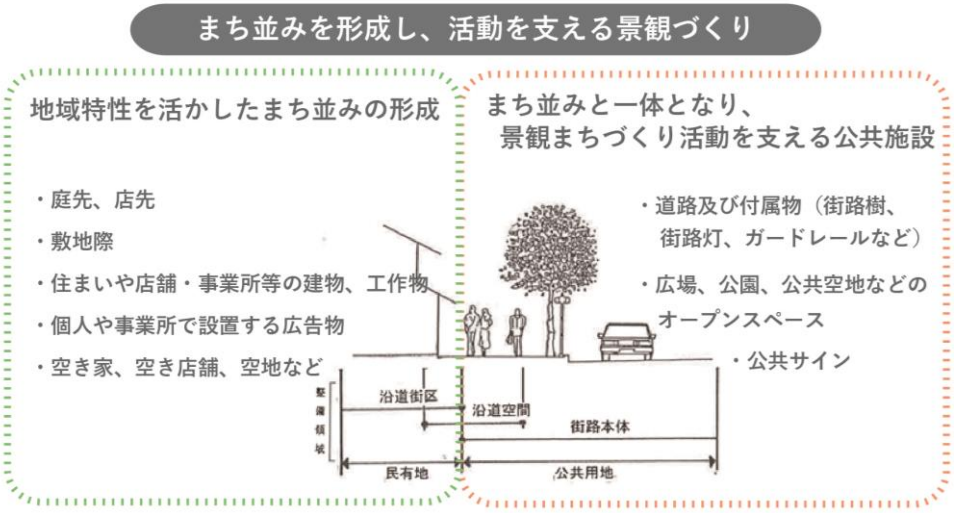

２．景観法に基づく届出制度の活用

（１）建築物・工作物等の景観誘導

シンボルロード地区（景観形成重点地区）では、地域の特性を活かした良好なまち並み景観を次世代へ継承するため、建築物・工作物等の行為に関して、地区独自の基準として、**「景観誘導基準（配慮事項）」**と**「景観形成基準（遵守事項）」**を設定します。また、建築物・工作物等の景観誘導に関する理解促進等を目的として、景観チェックシートの活用や、必要に応じて専門家の助言の機会を設けます。

①　景観誘導基準（配慮事項）

・氷見市景観計画区域（市域全体）に準じた自主的に配慮すべき比較的緩やかな基準を設定します。また、本基準は、行政が景観形成の望ましい方向性を示すものであり、計画や設計の段階での柔軟な運用を通じて、創意工夫を引き出し、良好な景観形成を誘導するものです。

②　景観形成基準（遵守事項）

・地域の特性を活かした良好な景観形成を図るため、景観形成重点地区内で建築行為等を行う際に遵守すべき具体的な基準を設定します。建築物等の形態意匠等に関する制限は、明確な基準を設定し、特定届出対象行為に対して行う指導・変更命令等の判断基準となるものです。

【用語の解説】

●景観形成重点地区
・地区ごとの特性に着目して、地域の拠り所や顔になるような、質の高い景観形成に積極的に取り組む地区です。
・景観形成重点地区においては、届出対象行為や景観形成基準をその地区に特化したきめ細やかなものを設定し、景観誘導を積極的に推進することが望まれます。

●特定届出対象行為
・景観法第 16 条に規定される届出対象行為の中で、別に条例で定めるものであり、景観形成重点地区内の建築物又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更に該当する行為です。
・特定届出対象行為は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、景観法第 17 条に規定される変更命令等の対象となります。

（２）景観形成重点地区の対象区域

●シンボルロード地区（景観形成重点地区）

・対象区域の形状や建物の状況、都市計画の決定状況、合意形成や運用面を踏まえ、国道415 号の道路境界から概ね 40m以内の敷地を指定します。国道 160 号幸町交差点を境に、まちなか区間と田園集落区間に区分し、地域特性に応じた景観形成を図ります。

・景観形成重点地区の届出対象行為は、一般住宅のような小規模な建築物から対象とし、建築の設計段階から、景観について考える機会を設け、きめ細やかな景観誘導を図ります。

・本地区では、景観誘導基準への配慮に加え、景観形成基準への適合が必要です。

●シンボルロード周辺回遊エリア

・シンボルロード地区（景観形成重点地区）と一体的な地域としてまちの魅力を高めていくため、沿道との回遊や連携を促していきたいエリアを指定します。

・氷見市景観計画区域（市域全体）と同等基準である景観誘導基準への配慮を求めますが、景観形成基準への適合は任意となり、氷見市景観計画区域（市域全体）に準じた届出を求めます。

■ 対象区域図

■ 対象区域の景観誘導の適用

名称	対象	景観誘導基準	景観形成基準	届出
シンボルロード地区	国道 415 号の道路境界から概ね 40m 以内の敷地	適用	適用	必要
シンボルロード周辺回遊エリア	別図参照（ｐ.71、72）	適用	配慮	氷見市景観計画区域（市域全体）に準ずる

３．届出対象行為

景観形成重点地区景観計画区域（シンボルロード地区）における届出対象行為は、次表のとおりとします。ただし、景観法第 16 条第 7 項に規定する行為（通常の管理や軽易な行為など）については、適用しないものとします。また、シンボルロード周辺回遊エリアでは、氷見市景観計画区域（市域全体）に準じた景観法に基づく届出が必要です。

表　届出対象行為と規模

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物の 新築・移転・増築・改築		建築面積 10 ㎡超
工作物の 新築・移転・ 増築・改築	工作物①	高さ 5 m超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）
	工作物②	高さ 5 m超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）
	工作物③	高さ 1.5m超
	工作物④	高さ 5 m超又は築造面積 10 ㎡超（建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する）
	工作物⑤	設置面積 50 ㎡超
建築物等の外観の変更		届出対象行為に該当する建築物等の外観面積の１／２を超える変更
開発行為		行為に係る土地の面積 3,000 ㎡超で、行為に伴い高さ 5 m 超、かつ長さ 10m 超の法面が生ずるもの
土地の区画形質の変更 （水面の埋立て及び干拓を含む）		行為に係る土地の面積 3,000 ㎡超で、行為に伴い高さ 5 m 超、かつ長さ 10m超の法面を生ずるもの
屋外における物品の集積 又は貯蔵		行為の用に供される土地の面積 3,000 ㎡超で、かつ集積又は貯蔵の高さ ３ m超
鉱物の採掘 又は土石の類の採取		行為による地形の変更に係る土地の面積 3,000 ㎡超で、行為に伴い高さ ５ m超、かつ長さ 10m超の法面を生ずるもの

表　工作物の種別

工作物①	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物
工作物②	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物
工作物③	⑦垣（生垣を除く）、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物
工作物④	⑧観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設
工作物⑤	⑬太陽光発電設備その他これらに類する工作物

【届出の流れ】

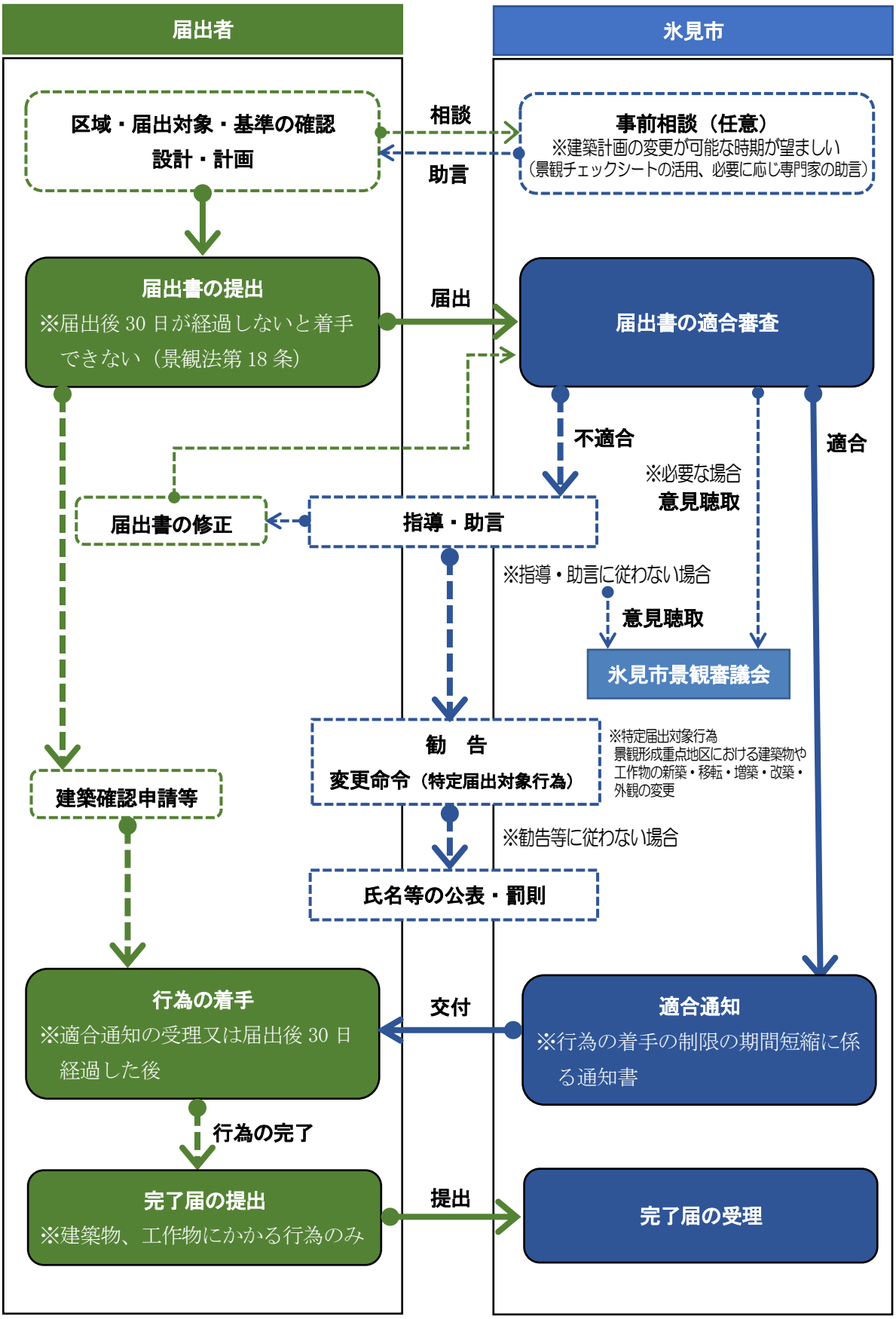
届出者
氷見市
区域・届出対象・基準の確認
設計・計画
相談
助言
事前相談（任意）
※建築計画の変更が可能な時期が望ましい
（景観チェックシートの活用、必要に応じ専門家の助言）
届出書の提出
※届出後 30 日が経過しないと着手できない（景観法第 18 条）
届出
届出書の適合審査
不適合
適合
※必要な場合
意見聴取
届出書の修正
指導・助言
※指導・助言に従わない場合
意見聴取
氷見市景観審議会
勧　告
変更命令（特定届出対象行為）
※特定届出対象行為
景観形成重点地区における建築物や工作物の新築・移転・増築・改築・外観の変更
建築確認申請等
※勧告等に従わない場合
氏名等の公表・罰則
行為の着手
※適合通知の受理又は届出後 30 日経過した後
交付
適合通知
※行為の着手の制限の期間短縮に係る通知書
行為の完了
完了届の提出
※建築物、工作物にかかる行為のみ
提出
完了届の受理

4．景観誘導基準・景観形成基準

本地区は、上庄川、朝日山、田園や集落などの自然景観と黒瓦の家並みが美しい市街地や歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みなど多様な風景が連続する地域です。また、沿道に公共公益施設が集積し、地域の景観づくり活動と連携した賑わいや交流の拠点として期待される区間でもあります。

そのため、「シンボルロード地区」を「まちなか区間」と「田園集落区間」に区分し、地域特性に応じたきめ細やかな景観誘導基準・景観形成基準を設定するものとします。

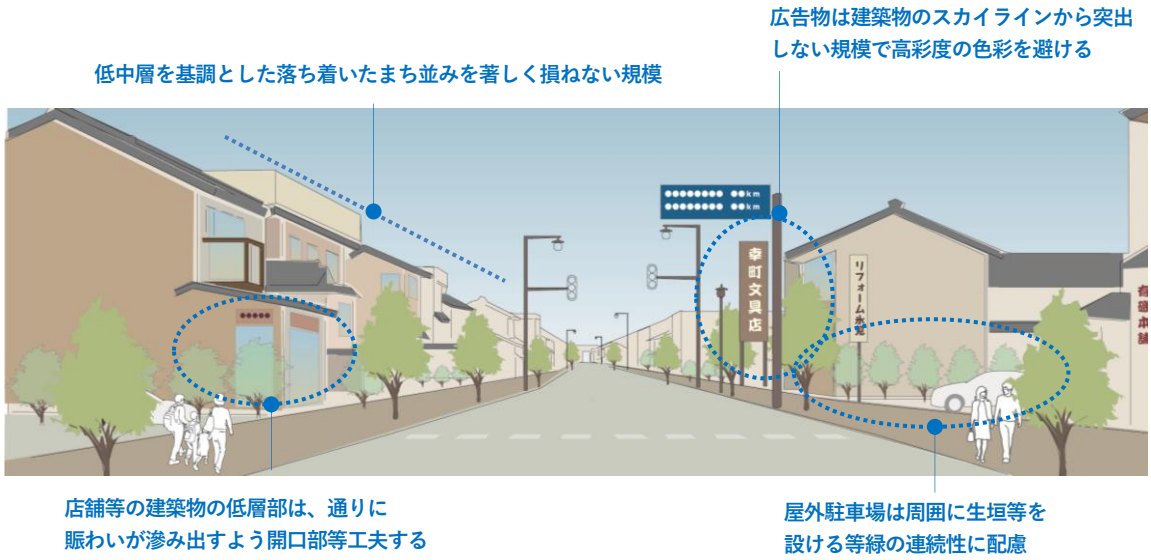

■まちなか区間の景観誘導イメージ

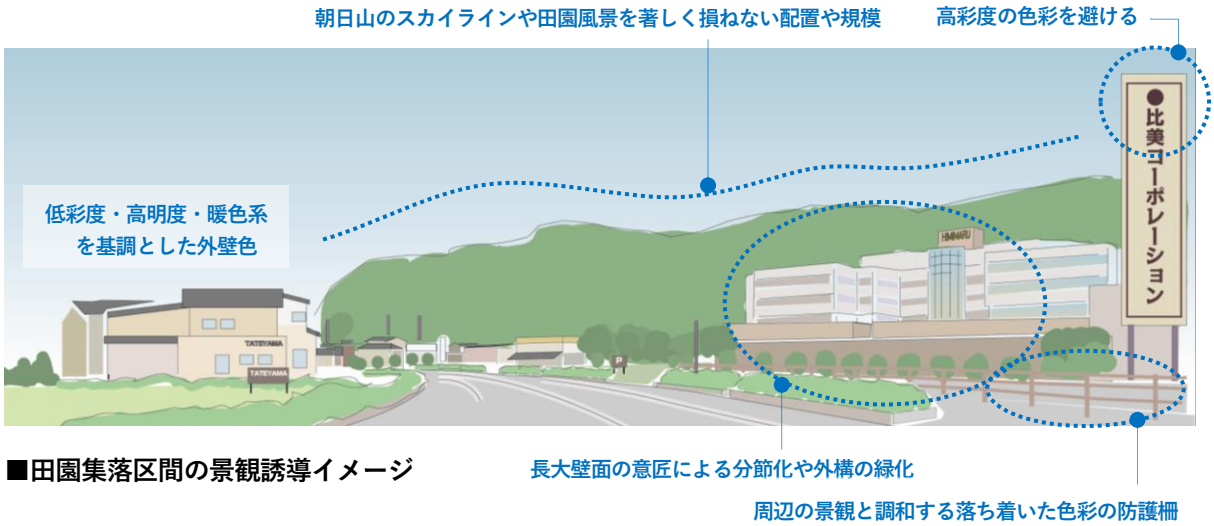

■田園集落区間の景観誘導イメージ

【シンボルロード地区】景観誘導基準

事　項	景　観　誘　導　基　準
基本事項	・行為の計画地及びその周辺地域の自然（海岸、河川、里山等）、田園、歴史、文化、まち並み等の景観上の特性を把握し、当該行為の景観づくりに適切に反映させる。
	・周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。
	・都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。
	田園集落区間のみ ・川沿い、山際、平野部に形成される平地集落のまち並みとの調和に配慮する。
	まちなか区間のみ ・黒瓦の家並みが美しい市街地や、歴史的な面影を残す街道沿いのまち並みとの調和に配慮する。
	・平地を緩やかに流れる上庄川の景観を保全するため、上庄川の河川景観との調和に配慮する。
	田園集落区間のみ ・平地に広がる良好な田園景観との調和に配慮する。

事　項		景　観　誘　導　基　準
建築物	位置・高さ	・地形・形状の大幅な改変が生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。
		・建築物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの建築物は建てないよう配慮する。
		まちなか区間のみ ・低中層を基調とした落ち着いたまち並みを著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。
		田園集落区間のみ ・朝日山のスカイラインや田園風景を著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。
		・連続したまち並みが見られる地域では、壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。
		・眺望点である朝日山から市街地への眺望を著しく阻害する建築物は建てないよう配慮する。
		・大規模な施設では、接道部にオープンスペースを確保するなど、歩きやすく、人々の滞留の場となるようなゆとりのある空間の創出を工夫する。

【シンボルロード地区における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準
建築物	形態・意匠	・過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。
		・敷地内に複数の建築物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりがあるものとなるよう工夫する。
		・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
		・建築物の意匠は、平地集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。
		まちなか区間のみ ・市街地における建築物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。
		・主要な交差点に面する敷地では、コーナー性を持たせた意匠の採用やオープンスペースの確保、誘導サインの設置、シンボルとなる樹木の植栽など、個性的で周辺への回遊を促すようなまちかどの演出を工夫する。
		まちなか区間のみ ・店舗等の建築物の低層部は、沿道に賑わいが滲み出すよう、ショーウィンドウや照明、ファニチャー、看板等の設置により店先の滞留空間の演出を工夫する。
	色彩	・外壁の基調となる色彩は、本地区に多く用いられている低彩度・高明度で色相は YR～Y の暖色系を基調とし、まち並み・自然等の背景と色相や明度、色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。
		・屋根は、地域の特徴である黒瓦を用いるか、低彩度・低明度の色彩を基調とし、まち並み・自然等の背景と色相や明度、色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。
		・敷地内の複数の建築物は相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は建築物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。
		・外壁、屋根等に強調色（アクセント色）を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。
	素材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。
		・金属やガラスなどの光を反射する性質がある素材は、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。

【シンボルロード地区における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準
	敷地の緑化	・敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等で、できる限り緑化するよう配慮する。
		・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、季節を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続したうるおいあるまち並みを形成するよう配慮する。
		・敷地内の樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。
		・上庄川沿いでは、上庄川沿いの樹木や周辺の緑との調和に配慮する。
	太陽光発電設備	・太陽光パネルの向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置になるよう工夫する。
		・太陽光パネルを屋根又は外壁に設置する場合は、屋根又は外壁と一体的に見える形態となるよう工夫し、太陽光パネルの最上部が屋根の棟の高さを超えないよう工夫する。
		・太陽光パネル及びその付属設備の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとし、周辺の景観と調和するよう工夫する。
		・太陽光パネルの材質は、低反射のものや模様が目立たないものとするなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。
		・太陽光パネルの材質は、劣化しにくく経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう工夫する。
	広告物	・建築物のスカイラインから突出する規模とならないよう配慮する。
		・敷地内の広告物は、できるだけ設置数を減らし、同じ表現を繰り返さないなど情報量を整理し、全体としてまとまりのあるものになるよう工夫する。
		・交差点部においては、屋外広告物の集約化や掲出位置に配慮する。
		・大面積での色彩の使用や高彩度の色彩を避け、外壁の色彩やデザインと調和するよう工夫する。
		・広告物を設置する場合は、富山県屋外広告物条例に示す基準に配慮する。
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。
		・壁面後退部分は前面道路と段差を設けず、舗装の素材や色彩と調和させるなど、公共空間と一体的な空間の創出を図るよう工夫する。
		・照明は、夜間の安全性や楽しさの演出のため、あたたかみが感じられる灯りを提供するなど照明方法を工夫し、落ち着いた夜間の景観に配慮する。
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。

【シンボルロード地区における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準
工作物	位置・高さ	・地形・形状の大幅な改変が生ずる場所への立地を避けるよう配慮する。
		・工作物の形態、まち並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫する。
		・まち並みや通りに圧迫感を与える高さの工作物は建てないよう配慮する。
		まちなか区間のみ ・低中層を基調とした落ち着いたまち並みを著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。
		田園集落区間のみ ・朝日山のスカイラインや田園風景を著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。
		・連続したまち並みが見られる地域では、壁面の位置を揃えるなど、まち並みの連続性に配慮する。
		・眺望点である朝日山から市街地への眺望を著しく阻害する工作物は建てないよう配慮する。
	形態・意匠	・使用部材数を抑え、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。
		・敷地内に複数の工作物を設ける場合は、これらの工作物が相互に調和し、全体としてまとまりがあるものとなるよう工夫する。
		・長大な壁面を持つ外壁や擁壁などは、分節化した意匠や仕上げの工夫等により歩行者に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
		・工作物の意匠は、平地集落や市街地に見られる地域ごとの伝統的な家屋様式と調和するよう配慮する。
		まちなか区間のみ ・市街地における工作物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する勾配屋根とするよう配慮する。
	色彩	・工作物の基調となる色彩は、本地区に多く用いられている低彩度で色相は YR～Y の暖色系を基調とし、まち並み・自然等の背景と色相や明度、色調を揃えるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。
		・敷地内の複数の工作物は相互の色調を揃え、付帯する屋外設備機器や広告物等は工作物と色相を揃えるなど、全体が調和するよう工夫する。
		・工作物に強調色（アクセント色）を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。
		・太陽光発電設備等を設置する場合は、太陽光パネル及びその付属設備の色彩を、黒色又は低明度・低彩度の目立たないものとし、周辺の景観と調和するよう工夫する。

【シンボルロード地区における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準
工作物	色彩	まちなか区間のみ ・市街地における工作物の屋根は、黒瓦の家並みと調和する黒系の低彩度の色調とするよう配慮する。
		・携帯電話基地局等を設置する場合は、周辺の景観と調和し、周辺からの見え方に配慮した色彩とするよう工夫する。
	素材	・耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。
		・地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等を景観づくりに生かすよう工夫する。
		・金属やガラスや太陽光パネルなどの光を反射する性質がある素材は、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。
	敷地の緑化	・敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等で、できる限り緑化するよう配慮する。
		・敷地の外周は、高さの異なる植栽等を組み合わせ、道路等の公共空間に面する部分は、季節を感じられる花木、樹木で緑化するなど、緑が連続したうるおいあるまち並みを形成するよう配慮する。
		・敷地内の樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。
		・上庄川沿いでは、上庄川沿いの樹木や周辺の緑との調和に配慮する。
	その他	・屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。
		・壁面後退部分は前面道路と段差を設けず、舗装の素材や色彩と調和させるなど、公共空間と一体的な空間の創出を図るよう工夫する。
		・照明は、夜間の安全性や楽しさの演出のため、あたたかみが感じられる灯りを提供するなど照明方法を工夫し、落ち着いた夜間の景観に配慮する。
		・敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。
		・太陽光発電設備等は、緑化や周辺景観と調和する塀や柵により修景するなど、道路等の公共空間から直接望見できないよう工夫すること。

【シンボルロード地区における景観誘導基準（つづき）】

事　項		景　観　誘　導　基　準
開発行為	土地の形状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、朝日山からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。
		・敷地が上庄川に近接する場合は、河川と調和した形状となるよう配慮する。
	土地の緑化	・樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。
		・敷地が上庄川に近接する場合は、河川や周辺の緑との調和に配慮する。
	法面の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。
土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む）	土地の形状	・従来の地形・形状をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形・形状の改変が必要な場合は、朝日山からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。
		・敷地が上庄川に近接する場合は、河川と調和した形状となるよう配慮する。
	土地の緑化	・樹姿や樹勢の良い樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。
		・敷地が上庄川に近接する場合は、河川や周辺の緑との調和に配慮する。
	法面の外観	・法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の方法	・集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。
	遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、朝日山からの眺望を損なわないよう配慮する。
鉱物の採掘又は土石の類の採取	遮へい	・植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、朝日山からの眺望を損なわないよう配慮する。
	跡地の形状	・地形・形状の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。
	跡地の緑化	・採掘等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。

【良好な景観形成に配慮している事例】

伝統的な家屋様式と黒瓦屋根

接道部に設けたオープンスペース

緑化で修景された交差点・まちかど

長大な壁面を分節化した意匠

通りに賑わいを演出する店先

地域素材を意匠に取り入れた工作物

植栽で修景された道路に面する外構

背後の山並みと調和した屋外広告物

集約化された交差点の屋外広告物

自然景観と調和した駐車場の舗装

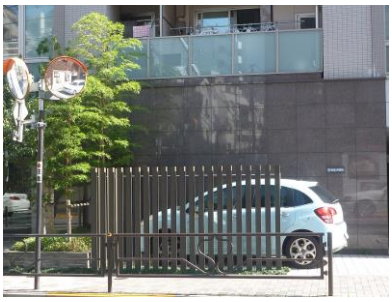

周囲にルーバーを設けた屋外駐車場

【シンボルロード地区】景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="2">事　項</th><th>景　観　形　成　基　準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>形態意匠</td><td>・建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付帯施設は、次のいずれかの基準に適合する。
◎前面の道路から見えない位置に設けられていること。
◎ルーバーや植栽等の目隠しにより直接望見できない修景措置が施されていること。
◎前 2 項が困難な場合で、付帯施設を建築物の外壁と同色とするなど、景観形成上、適切な修景措置が施されていること。</td></tr>
<tr><td>色彩素材</td><td>・建築物の外壁の基調色は、下表に示す基準に適合したものとし、使用する色数を少なくし、色彩相互の調和を図ること。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、この限りではない。
■建築物の外壁の基調色の色彩基準
<table>
<tr><th></th><th>Y・YR 系</th><th>R 系</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>彩度</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td>明度</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
</table>
■着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、外壁の見付面積の 5 分の 1 未満でアクセントとして用いる色彩
<table>
<tr><th></th><th>すべての色相</th></tr>
<tr><td>彩度</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td>明度</td><td>制限なし</td></tr>
</table>
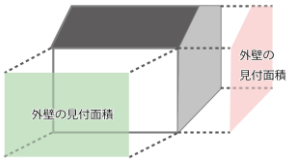
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工作物</td><td>形態意匠</td><td>・建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付帯施設は、次のいずれかの基準に適合する。
◎前面の道路から見えない位置に設けられていること。
◎ルーバーや植栽等による目隠しにより直接露出しない修景措置が施されていること。
◎前 2 項が困難な場合で、付帯施設を工作物の外観と同色とするなど、景観形成上、適切な修景措置が施されていること。</td></tr>
<tr><td>色彩素材</td><td>・工作物の外観の基調色は、下表に示す基準に適合したものとし、使用する色数を少なくし、色彩相互の調和を図ること。ただし、着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、又は見付面積の 5 分の 1 未満の範囲内で使用される外観に変化をつけるアクセント色となる色彩については、この限りではない。
■工作物の外観の基調色の色彩基準
<table>
<tr><th></th><th>Y・YR 系</th><th>R 系</th><th>その他</th></tr>
<tr><td>彩度</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td>明度</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td><td>制限なし</td></tr>
</table>
■着色していない木材、ガラス、レンガ、石材等の材料によって仕上げられる部分の色彩、伝統的な技法・素材を使った色彩、外観の見付面積の 5 分の 1 未満でアクセントとして用いる色彩
<table>
<tr><th></th><th>すべての色相</th></tr>
<tr><td>彩度</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td>明度</td><td>制限なし</td></tr>
</table>
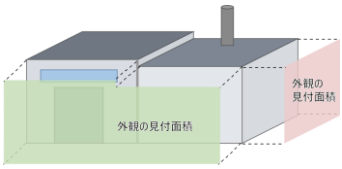
</td></tr>
</table>

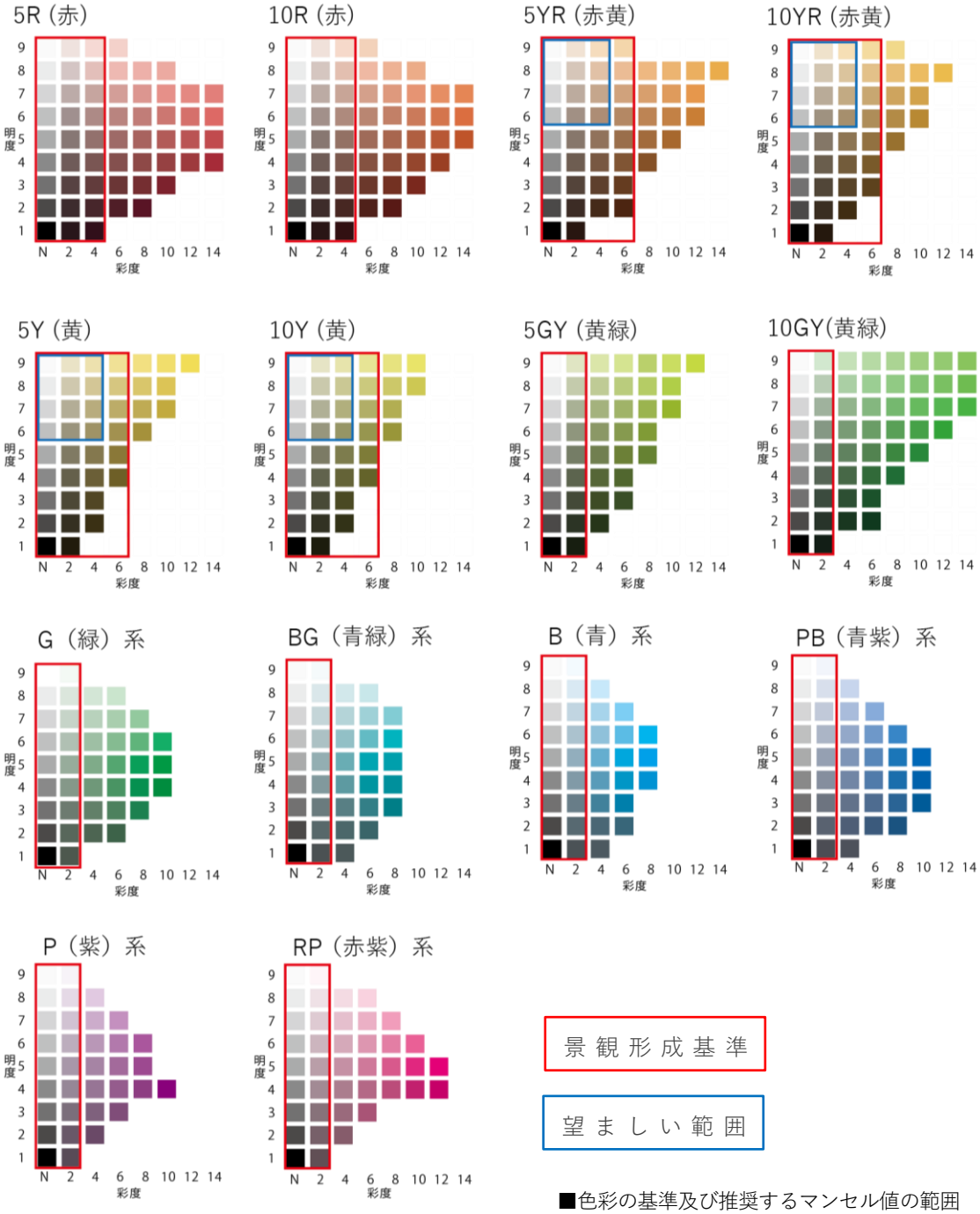

■色彩の基準及び推奨するマンセル値の範囲

建築物と調和した色彩に修景された建築設備

低彩度な落ち着きのある望ましい色彩の外壁

参考：色彩等調査について

色彩基準の検討にあたり、まちなか区間と田園集落区間の建築物の外壁や屋根、屋外広告物の色彩を「JIS 標準色票」を使用しマンセル値を把握しました。

その結果を踏まえ、本地区の建築物の外壁色の基調となっている低明度・低彩度の色彩から大きく逸脱しない範囲を色彩基準として設定しました。

●調査結果（色度分布）

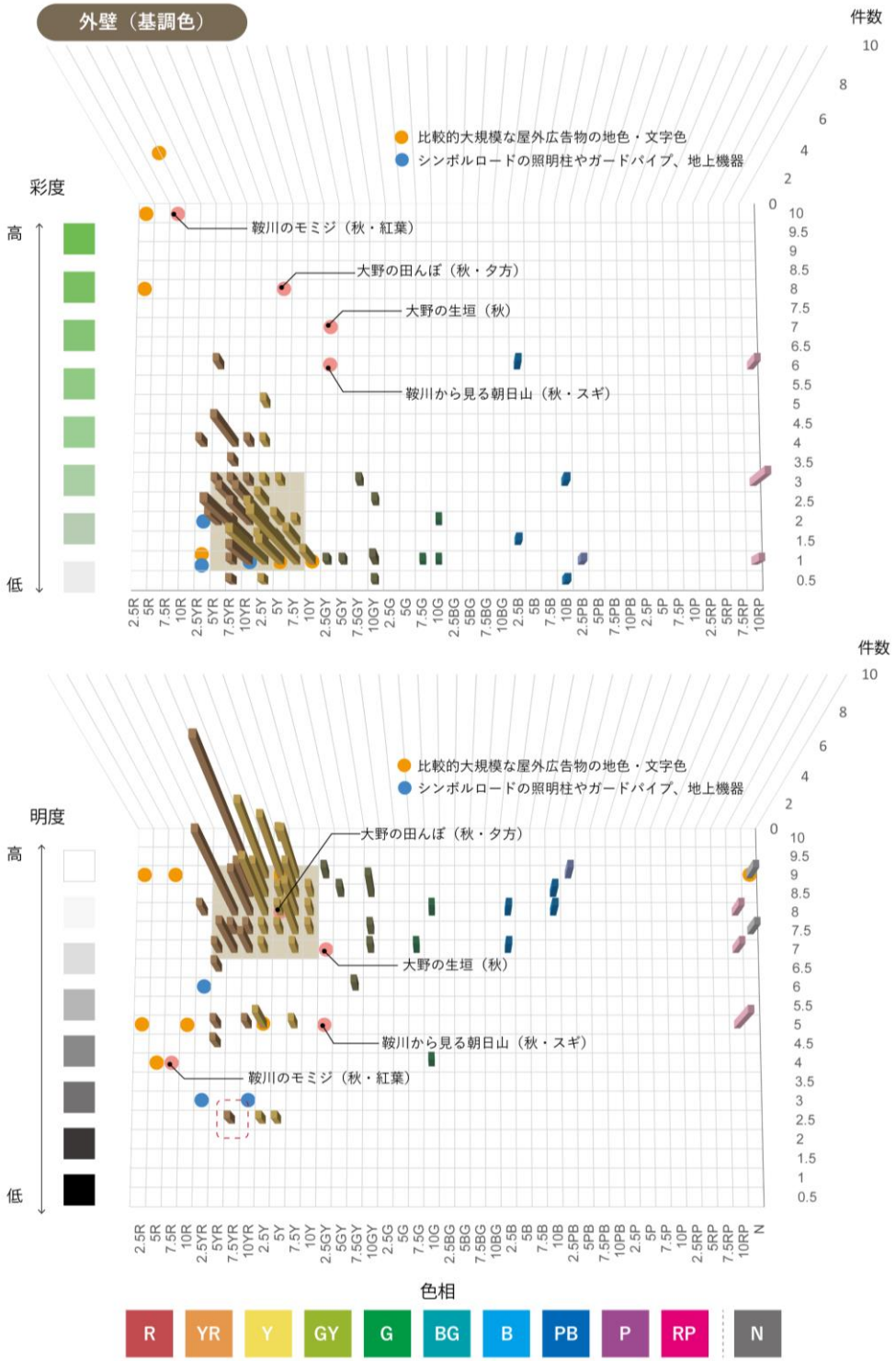

参考：マンセル表色系（JIS Z8721　色の表示方法－三属性による表示）

マンセル表色系は、JIS にも採用され多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を［色相（いろあい）］［明度（あかるさ）］［彩度（あざやかさ）］という３つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

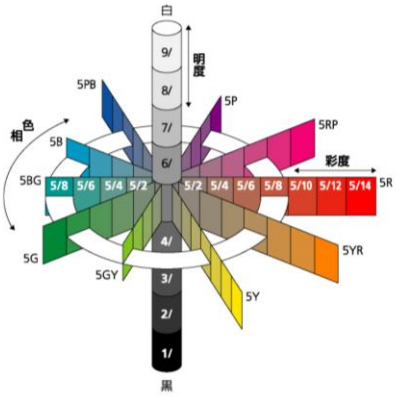

■色を表す３つの属性

- 色相は、いろあいを表します。10 種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット(R,YR,Y,GY,G,BG,B,PB,P,RP)とその度合いを示す 0 から 10 までの数字を組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。
- 明度は、あかるさの度合いを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。
- 彩度は、あざやかさの度合いを 0 から 16 程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は 16 程度です。

参考　マンセル値の読み方

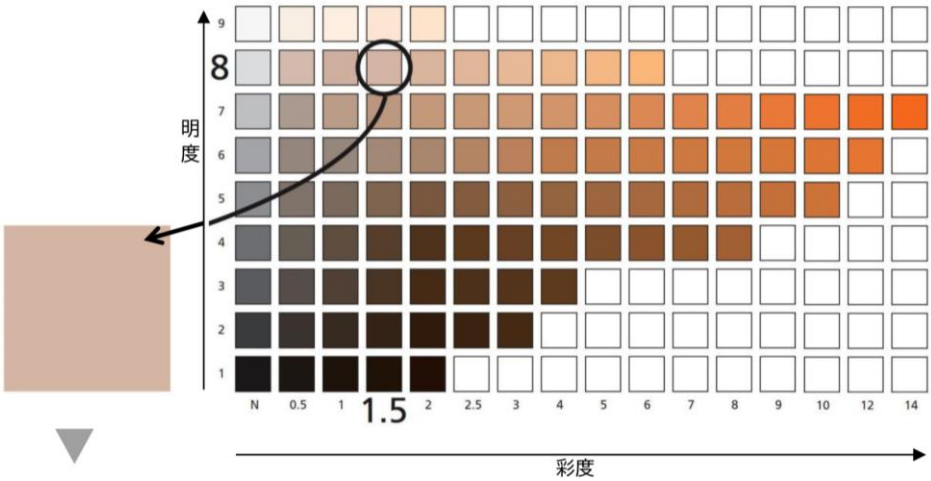

【マンセル値】
色彩の3属性を組み合わせて表記する記号で、
以下のように読みます。

じゅうワイアール　はち　の　いってんご

10YR　8.0/1.5

色相　明度　彩度

5．景観重要公共施設の指定

（1）景観重要公共施設の指定（候補）の対象

「氷見市景観計画」に定める「景観重要公共施設の整備に関する事項」に基づき、本地区における**景観重要公共施設の候補**について次のとおり定めます。

景観重要公共施設の指定（候補）

国道 415 号（氷見 IC～氷見漁港付近）

上庄川

（2）公共施設整備の基本方針

「富山県公共事業の景観づくり指針」に準じた景観配慮に努めるとともに、市を代表するシンボルロード軸として、地域の景観特性に応じたデザインの検討や周辺景観との調和に配慮した公共事業を推進することとします。また、公共施設の主要な要素の整備方針を以下の通りとします。

・公共施設の主要な要素の整備方針

●**防護柵**　防護柵としての機能を確保しつつ、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努める。

●**舗装**　路面や道路付属物等は、周辺の自然やまち並みと調和する色彩や質感の素材を使用するなど、周辺景観との調和や景観の連続性に配慮する。

●**法面・擁壁**　法面は、地形や植生等の自然の改変をできるだけ抑える工夫をする。また、擁壁は、圧迫感や周辺景観への違和感を軽減するよう、仕上げ等を工夫する。

●**植栽**　既存の高木は、景観資源としてできる限り保全・活用する。また、草花や低木と中高木を組み合わせて彩りや季節感を与える工夫をする。

●色　　彩：低～中明度の落ち着いた色彩（無彩色又は YR 系）を基本とし、周辺の緑や水辺、山並み、田園と調和のとれた色彩、素材とする。

●照明施設：地域の状況に応じた照明方法の工夫や地域特性を活かした意匠及び色彩となるよう努める。

第６章　景観まちづくりの推進

１．景観まちづくり推進の考え方

本地区においては「景観まちづくりのビジョン」の実現のため、「活動を生み出す景観づくり」、「まち並みを形成し、活動を支える景観づくり」を支える景観マネジメントの主体である個人や団体（市民、事業者、行政など）の主体的な関わりを支援する仕組みの整備・充実を図ります。

■ 景観まちづくり推進の考え方

活動を生み出す景観づくり

（１）景観資源をまもる活動
- 景観資源の顕在化と次世代への継承
- 景観資源の保全・活用に向けた新たな仕組みの構築

（２）景観資源をいかす活動
- 市民や事業者等との連携体制の構築
- 情報発信の取組み強化

（３）景観資源をつくる活動
- 景観資源を利活用した新たな魅力的な空間の創出

（４）景観資源をととのえる活動
- 景観資源と一体的な風景を構成する主要なスポットの修景や魅力づくり

まち並みを形成し、活動を支える景観づくり

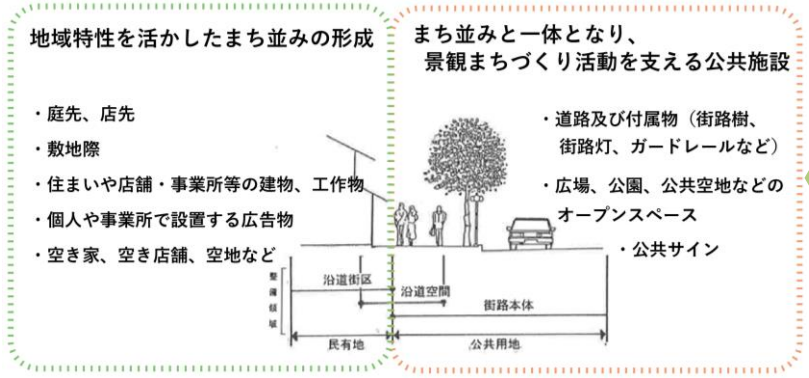

生き生きとした景観の創出と守り育てる景観マネジメント

推進方策

- ●活動やまち並み形成の支援
- ●景観づくり協議会の組織化
- ●情報発信・普及啓発
- ●不適格建築物の是正
- ●好ましい建築物・広告物の修景等の支援
- ●沿道の景観整備
- ●シンボルロードの再整備
- ●生き生きとした景観の創出

本地区における景観マネジメント

〇多様な主体が地域の景観を保全・創造することに加え、沿道のオープンスペース等の空間をみんなで使いこなすことを“景観マネジメント”と捉えます。

〇景観マネジメントには、自宅やお店回りの清掃・植栽、地域の花壇等の共有空間の管理、営農などの日々の生活や生業も含まれます。

〇単に建物物等の規制をするのではなく、地域の人々の営みが表れるような景観まちづくりを市民、事業者、行政の協働で進め、日常の景色や暮らしをもっと楽しく、豊かにしながら、生き生きとした景観が継続的に維持されていくことを目指します。

2．推進体制

（1）景観まちづくりの推進体制

・市民、事業者、行政がそれぞれの役割や得意なことを活かした景観マネジメントを進めます。

・また、市内の小中学校や高校などの教育機関、富山大学をはじめとした専門的なサポーターとの連携・協働し、地域との協働学習や研究活動、次世代の参加の機会を創出します。

・さらに、景観まちづくりの取組みを広く情報発信することで、景観まちづくりや氷見に興味関心のある市外のサポーターを増やし、取組みの輪を広げていきます。

■ 景観まちづくりの推進体制

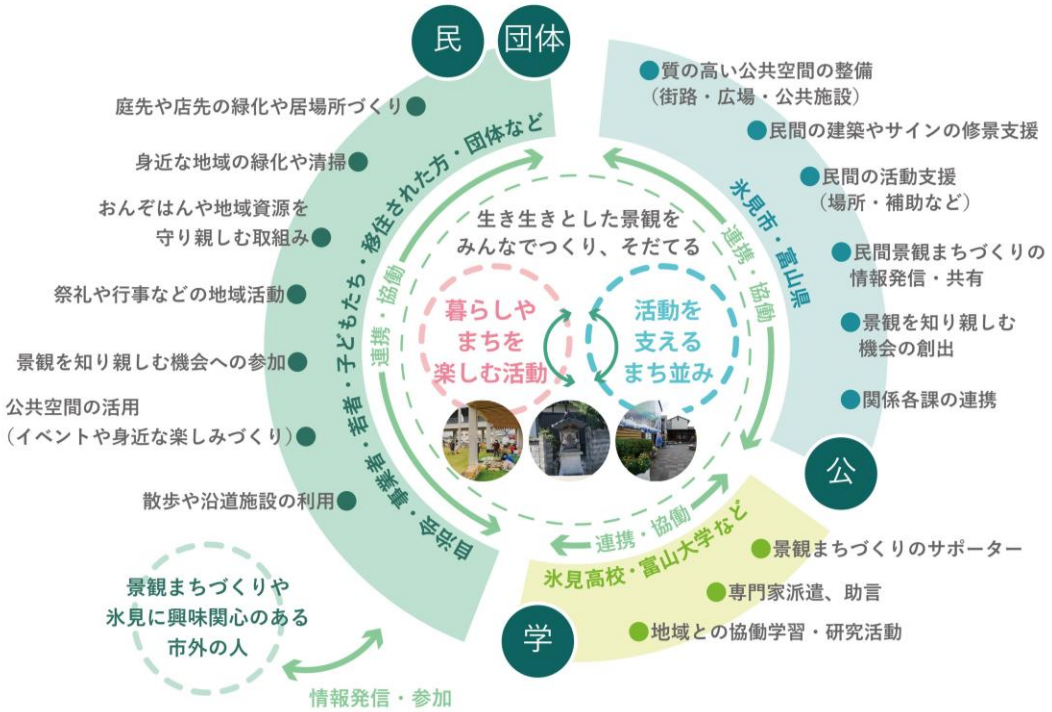

（2）発展的なコミュニティづくり

・国道 415 号沿道周辺においては、地域の清掃活動や花壇やフラワーポッドの維持管理、おんぞはんを大切する取組みや地域の祭礼・行事の継承などの景観マネジメントがこれまでも行われています。

・そうした既存の取組みに加え、新たに活動を生みだしていくことで、景観まちづくりの活動に係わる知識や経験、成果等を蓄積します。また、活動同士の連携や協働につながる仕組みの活用や創出など、活動の継続や発展を支援します。

・また、取組みの発展に応じて、住民が主体となって地区の景観について考える「景観づくり協議会」の設置を支援する等、景観マネジメントの主体を育て、取組みの輪を広げる仕組みの活用と創出を検討します。

■ 景観マネジメントの主体と輪の広がりイメージ

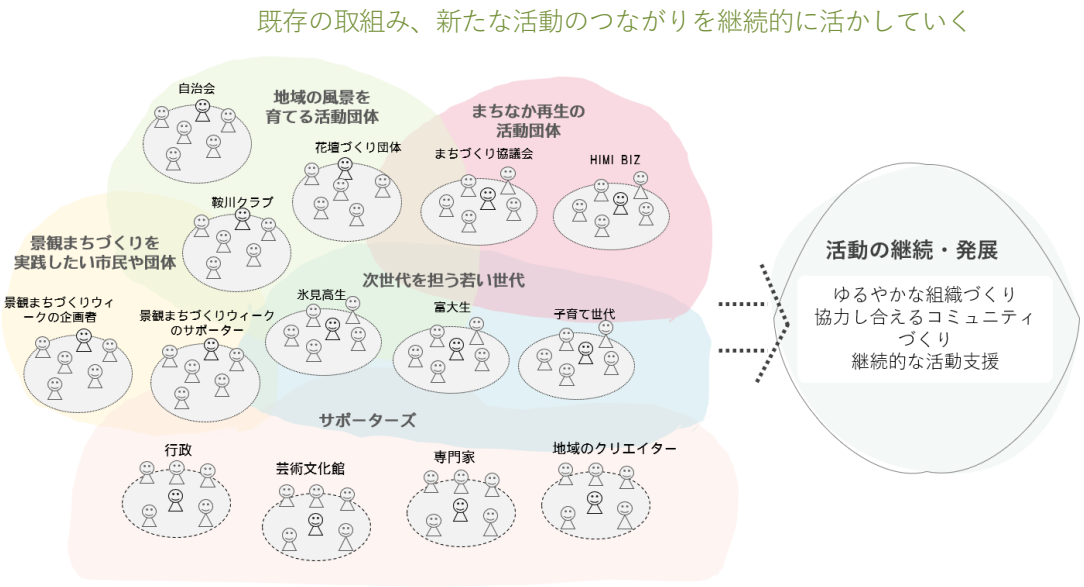

■ 景観づくり協議会のイメージ

【取組みのイメージ】

住民意識調査
↓
まちあるき・地域資源発掘
↓
景観づくり協議会の結成
↓
地区内の協定づくり
↓
景観づくり住民協定の締結

【期待される役割】

市民・事業者	行政
・調査への協力 ・まちあるきへの参加 ・景観への配慮 ・緑化、花いっぱい運動への参加 ・協議会、協定づくりへの参加	・地区内意識調査 ・まちあるき、地域資源発掘の機会提供 ・景観づくり支援（景観アドバイザーの派遣による協議会結成支援、協定づくり支援） ・協定の県への届出

3．推進方策

（1）活動やまち並み形成の支援

本計画に掲げたビジョンとテーマを行政と市民等の協働のもとに実現するため、シンボルロード地区（景観形成重点地区）とシンボルロード周辺回遊エリアにおいて、市民等が主体となって行う「建築物・広告物等のまち並み環境を整える取組み」や「暮らしやまちを楽しむ活動づくり」を支援する仕組みを検討します。

■ 支援と対象のイメージ

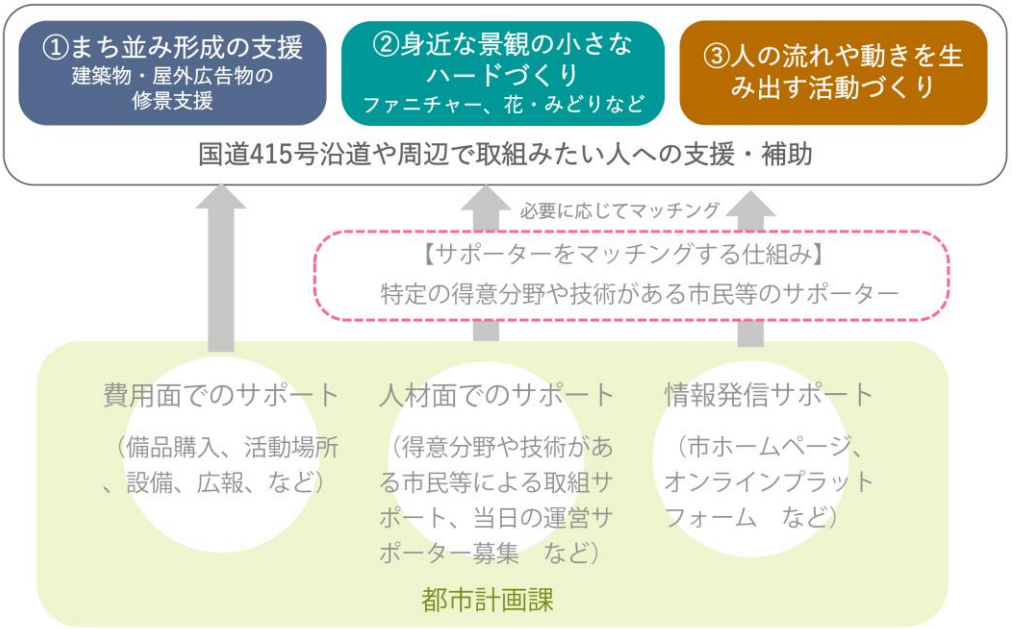

支援の対象

①まち並み形成の支援 建築物・屋外広告物の修景支援	・建築物（新築、修繕（屋根・外壁の塗り替え）） ・建築設備（室外機等）の修景 ・外構（塀や垣、庭先・店先の花やみどり） ・屋外広告物（除却・改善、修景） ・その他（自販機、道路付属物等の修景）	シンボルロード地区（景観形成重点地区）
②身近な景観の小さなハードづくり ファニチャー、花・みどりなど	・通りの景観を演出するファニチャー（ベンチ、ライト、プランター等）の制作や購入 ・おんぞはんやポケットパーク、まちかどなど身近な空間の花やみどりづくり ・その他、沿道の建築物や空間の改修や魅力化など	シンボルロード周辺回遊エリア
③人の流れや動きを生み出す活動づくり	・沿道や周辺の公民のオープンスペースや空き建築を活用して行うイベント ・その他、沿道の賑わいづくりに資する活動	

①まち並み形成の支援

【良好な景観まちづくりに資する建築物、外構の整備への支援】

・景観誘導基準、景観形成基準（外壁の基調色の制限、建築設備や屋外階段・ごみ置き場等の付属施設の修景）を踏まえた建築物、外構の整備などを行う場合の支援（整備費等の一部補助）を行う。

■建築物の外壁の修景イメージ（出典：富山県景観色彩ガイドライン）

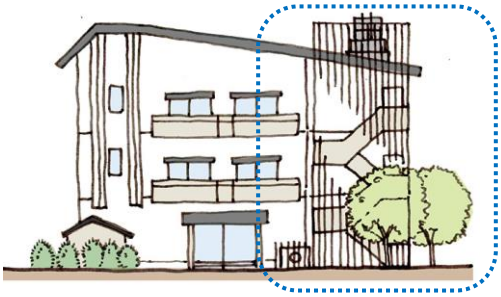

・建築物本体と調和した意匠とする
・囲いや植栽などで目立たない工夫を行う

外構の植栽と組み合わせることにより目立たない工夫がされているごみ置き場の例

周辺のまち並みや建物の外壁と合わせ、木格子で室外機を修景している例

■建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設の修景イメージ

【良好な景観まちづくりに資する屋外広告物への支援】

・まち並み形成方針を踏まえた屋外広告物の改修、撤去・集約等への支援

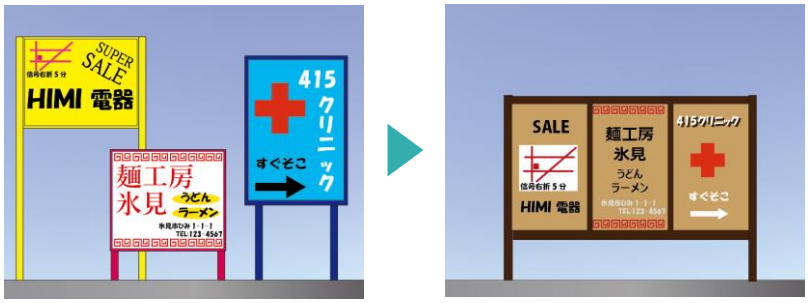

■広告物の整備（集約）イメージ

②身近な景観の小さなハードづくり

・プランター、ベンチ、ライトなど、歩く楽しさや滞在する心地よさを生み出す小さくても効果的なハードづくりを支援します。地域の企業と連携した制作や、花やファニチャーの手入れなどを通じた愛着づくり、イベント等への活用も期待されます。

【氷見高校生と連携したベンチ・ライトづくり】

【沿道を彩るオリジナルプランターづくり】

③人の流れや動きを生み出す活動づくり

・公共のオープンスペースや民間の空地、空き家・空き店舗などの利活用が期待される空間や歴史・文化的、自然的な資源が多くあります。こうした公民のストックを使いたいニーズに応じて、活動の場として柔軟に利活用する取組みを支援します。

【公共のオープンスペースを活用した活動づくり】

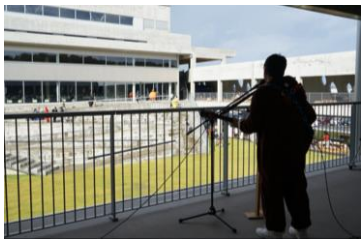

【民間の土地や空き店舗等を活用した活動づくり】

【まちあるきやワークショップ】

（2）情報発信・普及啓発

景観まちづくりを推進するためには、市民や事業者等の主体が景観まちづくりを自分ごととして捉え、自宅や店舗、地域など身近な所から取り組むことが大切です。そのため、景観に関するフォーラムやシンポジウムを開催するなど、景観まちづくりを知る機会の創出を図ります。

また、建築物や広告物の修景、沿道空間を活用した活動づくりのヒントとなる普及啓発冊子の作成・公表、景観まちづくりの取組みを既存媒体等と連携して発信するなどにより、多様な主体の景観まちづくりへの参画を支援する情報発信・普及啓発を進めます。

（3）沿道の景観整備

シンボル軸にふさわしい沿道景観や、人々の活動が見える賑わいの創出を進めるため、シンボルロードの無電柱化された景観に調和するフラワーハンギング、街灯や柵の修景などを進め、まちなかのエントランス空間にふさわしい沿道の景観づくりを進めます。

（4）シンボルロードの再整備

国道 415 号はシンボルロードとして整備された経緯から、その整備水準を適切に維持・管理していくことが求められます。しかしながら、現状は、歩行者の利用が少なく、車での利用が中心の道路空間であるため、シンボルロード再整備の機会や施設更新の時期を捉え、市と県で連携しながら、ウォーカブルな道路空間への転換などにより魅力やうるおい、歩行快適性の向上を検討します。

（5）生き生きとした景観の創出

国道 415 号沿道には、ポケットパークや氷見市芸術文化館青空広場等の公共のオープンスペースが多く存在しています。これらの沿道空間を活用し、生き生きとした景観を創出するため、電源・給排水の整備、備品貸出、占用・使用許可の緩和や簡素化など活動しやすくなる仕組みを検討します。

シンボル軸にふさわしい沿道景観

国道 415 号の街路樹と防護柵の現状

道路空間での賑わいづくりの仕組み

4．推進プロセス

（1）推進プロセス

・第４章、５章に示す推進方策の推進プロセス（短期～中長期）を示します。

	短期（～概ね５年）	中長期（５年～20 年）
活動を生み出す景観づくり	●景観資源の顕在化 （ワークショップやまち歩きなどの景観の魅力を発見する機会の創出） ●情報発信の取組み強化 （活動紹介パンプレットや事例集の作成・活用） ●身近な景観のハードづくりや活動の支援 ●小中学校や高校と連携した景観学習の実施	●景観資源を利活用した新たな魅力的な空間の創出 （空き地や空き店舗の継続的な活用） ●景観資源の保全・活用 （指定・登録・表彰などの景観資源の活用の仕組み検討） ●景観重要建造物・景観重要樹木の指定
まち並みを形成し、活動を支える景観づくり	●届出制度の運用 （建築物・工作物等の景観誘導） ●建築物・広告物等の修景支援 （既存不適格、良好な景観まちづくりに資する建築物や屋外広告物の修景等への支援） ●沿道の景観整備 （バナーフラッグやハンギングバスケットの範囲の拡大、ガードレールなど道路付属物の修景）	●回遊環境の整備 （道路美装化や案内サインなど沿道と周辺の景観資源を結ぶ回遊ルートの魅力づくり） ●景観重要公共施設の指定 （公共施設における先導的な景観形成） ●主要な結節点となる交差点周辺の整備 （主要な結節点の建築物の先導的な景観誘導） ●シンボルロードの再整備 （施設更新と合わせた魅力的な道路空間整備）
景観まちづくりの推進	●景観まちづくりの推進体制の構築 （公・民・学の連携、景観まちづくりサポーター） ●情報発信・普及啓発 （シンポジウムの開催、普及啓発冊子の作成） ●取組みの輪の広がりに応じた推進体制の構築 （活動同士の連携や協働につながる仕組みの創出）	●生き生きとした景観の創出 （沿道空間で活動しやくすなる仕組みづくり） ●景観づくり協議会の組織化 （発展的なコミュニティづくり）

（2）目標設定

・推進方策の達成状況や効果を把握するため、以下のように目標を設定します。

項目	指標	策定時	５年後	10 年後
活動を生み出す景観づくり	景観まちづくり活動の支援総数	１件 (2025)	10 件 (2031)	20 件 (2036)
まち並みを形成し、活動を支える景観づくり	建築物・広告物等の修景支援総数	３件 (2025)	10 件 (2031)	15 件 (2036)
景観まちづくりの推進	景観づくり協議会の組織化総数	０団体 (2026)	１団体 (2031)	２団体 (2036)

参考資料

景観まちづくりプランの策定経緯

（1）検討体制

・景観まちづくりプランの策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表等により構成される氷見市景観形成重点地区指定検討委員会や、市民等を対象としたワークショップと実証実験を通じて検討を進めて参りました。

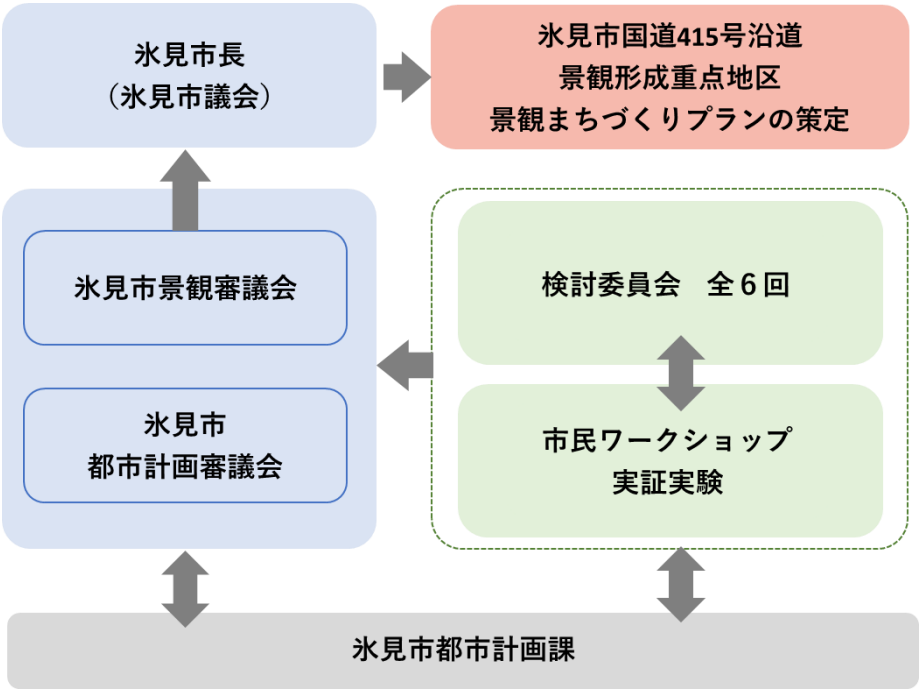

（２）策定経緯

・学識経験者や関係団体の代表等による検討委員会と市民等を対象とするワークショップ、実証実験を平行して行い、景観まちづくりプランの検討を進めてきました。

・検討にあたっては、市民アンケートの実施やまちづくり関係者へのヒアリングにより意向把握を行うほか、ニュースレターの発行やオンラインプラットフォーム「My Groove ひみ」、実証実験イベントと連動したパネル展示などにより検討状況の発信と意見収集を行ってきました。

・検討した内容は景観まちづくりプラン素案として、住民説明会及びパブリックコメントを行い、景観審議会への諮問と答申を経て計画策定（景観計画の改定）を行います。

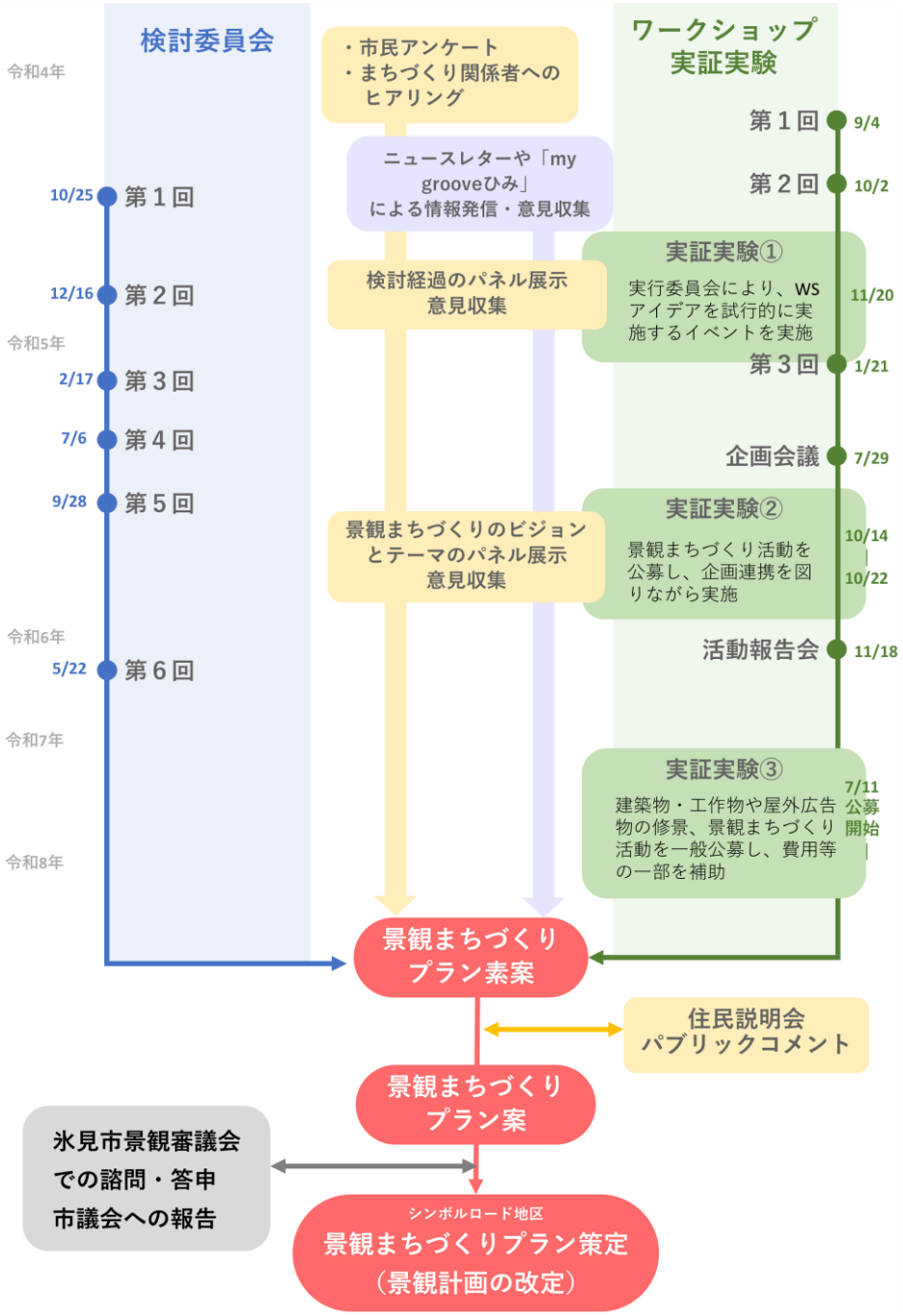

（3）氷見市景観形成重点地区指定検討委員会

① 委員名簿

属性	氏名	所属　役職	分野	備考
学識経験者	籔谷　祐介	富山大学　学術研究部　講師	コミュニティデザイン	副会長
景観審議会	川合　光行	氷見市景観審議会会長代理	建築	会長
地区住民	大嶋　充	自治振興委員連合会会長兼東地区会長	住民代表	
	北　慎吾	鞍川協議会会長	住民代表	
	松村　正博	七軒町自治振興委員	住民代表	
	川淵　勇	大野自治振興委員	住民代表	
	松木　延夫	沖布町内会会長	住民代表	
	浅井　健太	ワークショップ参加者	住民代表	
関係団体	河出　洋一	氷見市文化振興財団総合プロデューサー	文化・芸術	
	升方　芳美	氷見まちづくり協議会	空き家・市街地活性化	
	高橋　薫	氷見市観光協会　理事	観光	
行政機関	鎌仲　篤志	富山県氷見土木事務所業務課副主幹	土木（道路管理者）	
	田中　慎治	富山県氷見土木事務所道路班班長	土木（道路管理者）	

② 開催概要

項目	議事	実施日
第 1 回	・氷見市景観形成重点地区の指定について ・市民アンケート調査結果について ・景観まちづくり市民ワークショップの内容について ・検討地区の特性・課題について	令和 4 年 10 月 15 日（火）
第 2 回	・第 1 回検討委員会の意見対応 ・実証実験について ・景観形成の方向性について	令和 4 年 12 月 16 日（金）
第 3 回	・第 2 回検討委員会の意見対応 ・景観まちづくりのビジョンとテーマ ・令和 5 年度の進め方とスケジュール	令和 5 年 2 月 17 日（金）
第 4 回	・令和 5 年度の進め方、スケジュール ・景観まちづくりウィーク（ワークショップ、実証実験） ・建築物等による景観づくり（ルール、届出・協議の流れ等）	令和 5 年 7 月 6 日（木）
第 5 回	・景観まちづくりウィーク（ワークショップ、実証実験） ・資源を守り活かした景観づくり ・他主体の協働による景観まちづくりの推進	令和 5 年 9 月 28 日（木）
第 6 回	・シンボルロード地区景観まちづくりプラン（素案）	令和 6 年 5 月 22 日（水）

（4）景観まちづくりに関する市民ワークショップ・実証実験

ワークショップと実証実験の開催概要

項目	内容	日時
令和４年度 第１回 WS	**地区の景観について考える** ○好きな・自慢したいもの、気になる・改善したいもの、活用したいものについて	令和４年９月４日（日）
令和４年度 第２回 WS	**地区の特徴を活かす景観まちづくりを考える** ○まちあるき、景観を「まもる」「いかす」　「つくる」「ととのえる」取組みについて	令和４年 10 月２日（日）
令和４年度 実証実験	**Himi Sweet Sunday** ○ワークショップで意見交換した取組みアイデアを、実現・検証する実証実験を参加者有志のメンバーで実施 ○景観まちづくりプランの検討状況をパネル展示し意見収集	令和４年 11 月 20 日（日）
令和４年度 第３回 WS	**目指す姿や過ごし方とその実現を考える** ○景観まちづくりの方向性や実現に向けた取組みアイデアについて	令和５年１月 21 日（土）
令和５年度 第１回 WS	**景観まちづくりウィークキックオフ企画会議** ○景観まちづくりウィークで実践する企画内容の発表と意見交換、企画の深度化	令和５年７月 29 日（土）
令和５年度 実証実験	**景観まちづくりウィーク　Himi Sweet Days** ○景観まちづくり活動を一般公募し、企画連携を図りながら景観まちづくりウィーク期間に一斉に実施 ○景観まちづくりプランのビジョンとテーマをパネル展示	令和５年 10 月 14 日（土） ～10 月 22 日（日）
令和５年度 第２回 WS	**景観まちづくりウィーク活動報告・振り返り会** ○景観まちづくりウィークの評価、振り返り、活動の継続や発展に向けた意見交換	令和５年１１月 18 日（土）
令和７年度 実証実験	**はじめよう！景観まちづくり** ○景観まちづくり支援事業として、建築物・工作物の修景、屋外広告物の修景、景観まちづくり活動を一般公募し、公募案件ごとに協議・調整、事業実施 ○事業内容に応じて、修景や活動資金を補助	令和７年７月 11 日（金） 公募開始

第１回ワークショップの様子

第２回ワークショップの様子

令和４年度実証実験の様子

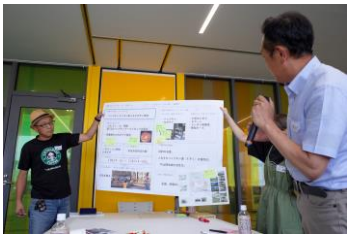

景観まちづくりウィーク
キックオフ企画会議の様子

景観まちづくりウィークで市民等により実施された企画例
左）プランターづくり　右）旧工場を活用したイベント

（５）景観形成重点地区区域図詳細

シンボルロード地区（景観形成重点地区）　まちなか区間

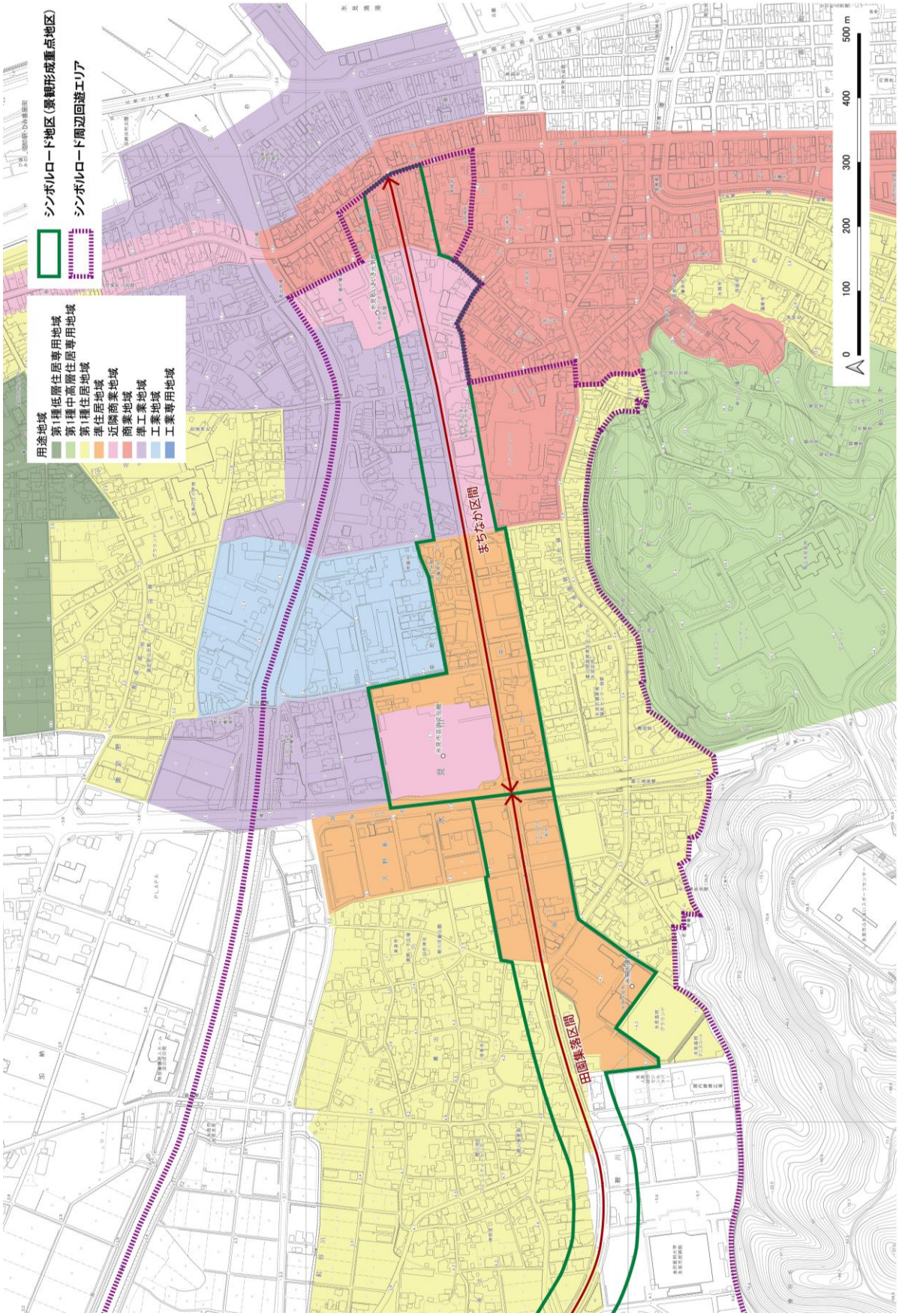

シンボルロード地区（景観形成重点地区）　田園集落区間

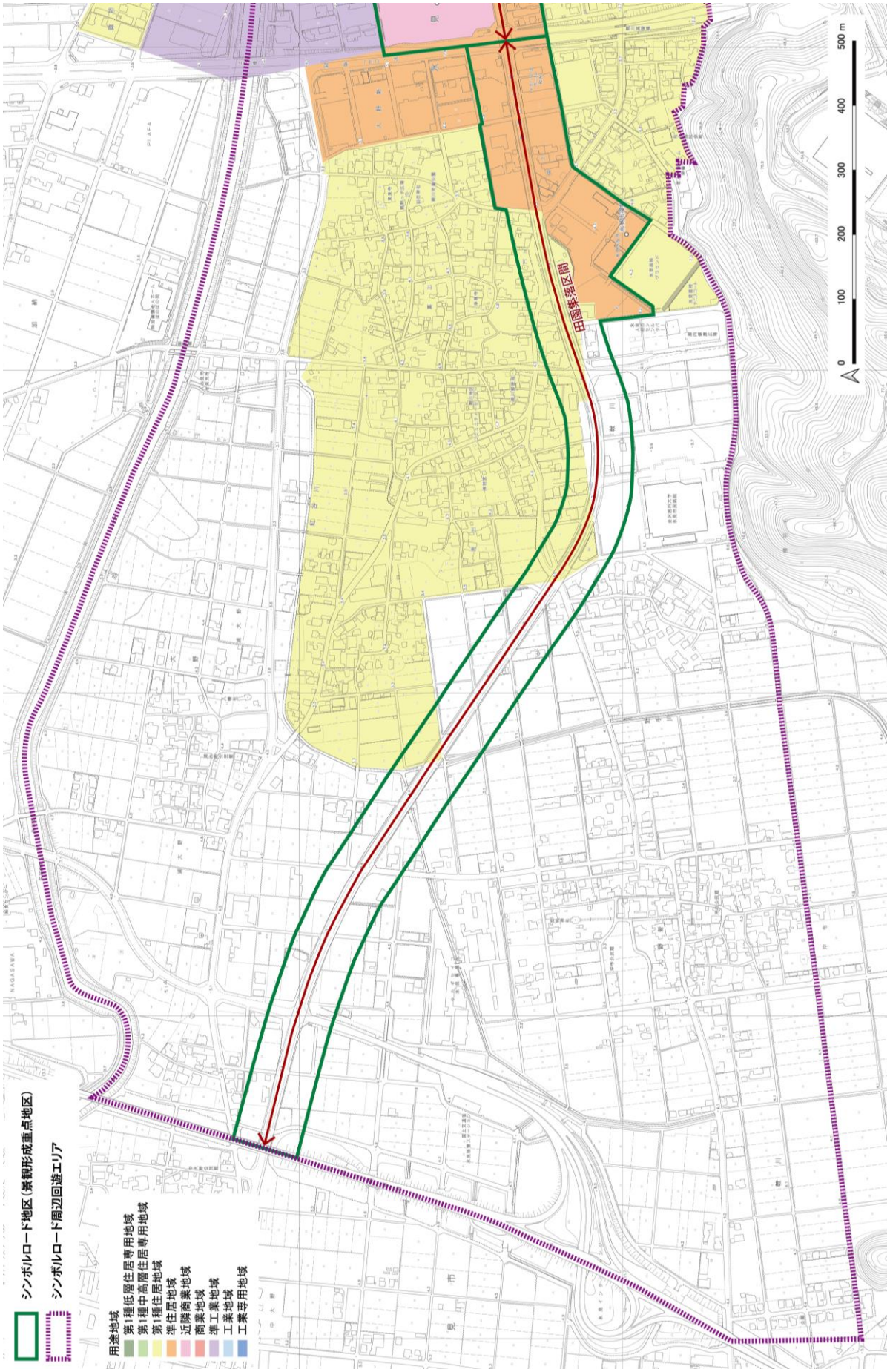

氷見市景観形成重点地区景観計画
シンボルロード地区景観まちづくりプラン

〒935-8686
富山県氷見市鞍川 1060 番地
氷見市建設部都市計画課
電話 0766-74-8078
Email toshikeikaku@city.himi.lg.jp